

官報号外 昭和三十六年五月二十三日

○第三十八回 衆議院會議錄 第四十四号

昭和三十六年五月二十三日(火曜日)

議事日程 第三十五号

昭和三十六年五月二十二日

午後一時開議

第一 健康保険法及び船員保険法
の一部を改正する法律案(内閣
提出)

第二 日雇労働者健康保険法
の一部を改正する法律案(内閣
提出)

第三 社会福祉施設職員退職
手当共済法案(内閣提出、參議
院送付)

第四 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一
部を改正する法律案(内閣提出)

第五 共済法案(内閣提出、參議院送
付)

第六 公共用地の取得に関する特
別措置法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

会期延長の件

水資源開発促進法案(内閣提出)及
び水資源開発公団法案(内閣提
出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 健康保険法及び船員保
険法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第一 日雇労働者健康保険法
の一部を改正する法律案(内閣
提出)

日程第三 社会福祉施設職員退職
手当共済法案(内閣提出、參議
院送付)

戰傷病者戦没者遺族等援護法の一
部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 公共用地の取得に関する
特別措置法案(内閣提出)

建築基準法の一部を改正する法律
案(内閣提出、參議院送付)

倉庫業法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 会期延長の件に
つきお詫びいたします。

本国会の会期は明二十四日をもつて
終了いたすことになりますが、
五月二十五日から六月八日まで十五日
間会期を延長いたしたいと存じ、これ
を発議いたします。

本件について討論の通告がございま
す。順次これを許します。兒玉末男
君。

[兒玉末男君登壇]

○兒玉末男君 私は、日本社会党を代
表いたしまして、ただいま上程されま
した会期延長の案件に対し、絶対反対
の立場から討論を行なわんとするもの
であります。(拍手)

そもそも、通常会の会期は、国会法
に示されてあります通り、百五十日と
きめられております。この間に天変地
異や重大な突發事件でも起こ
れば別でございますが、今国会のよう

に、常に日本社会党は国会の正常化を
呼び、しかも、平穡無事な今次国会に
おいて、政府・与党が、法案の審議に対
し、その熱意と誠意を持ち、また、法案
提出の時期等に対して十分なる考慮を
行ないますならば、この期間といふも
のは十分過ぎる期間であります。会
期延長を行なわなければならない積極
的な理由はどこにも見出せないのであ
ります。(拍手)国会の正常化を無視
し、さらには、国民の利益に反するよ
うな諸法案の審議を無理押しをいたし
ました政府・与党の反省を求め、わが
社会党の立場を明らかにいたして参り
たいと思う次第でござります。(拍手)
特に、国民大衆の利益に著しく反し
ますところの国鉄運賃上昇に関する
衆議院の審議においても、国民生活に
重大な影響を与える国鉄運賃制度と經
営の根本的な改革を行なわない限り、
その赤字対策は解消できないにもかか
らず、大衆へのしわ寄せにより、一
時的な苦痛をこなささんとする鎮痛剤
的な役割しか果たさないところの運賃
値上げの強行採決が行なわれたのも、
その一つであります。しかも、値上げ
を行なった直後に、五十億円にも及ぶ
ところの黒字があることが発見され、
政府の値上げ問題に対して処置のすこ
そもその通り、百五十日と
批判を浴びたことは、周知の事実であ
ります。また、この強行採決が、今、
国内におきまして値上がりムードなる

ものを作り、国民生活を所得倍増にあ
らざる物価倍増によって苦しめている
この事実は、民意を反映しなければい
けない議会審議を軽視した政府・与党
の重大なる責任といわなければなりません
(拍手)

また、防衛二法案の審議にあたりま
しても、この主たる目標が核武装を主
体とするところの火力の増強、これの
飛躍的發展に備えた師団への改編と治
安対策の強化であり、新安保条約に
よって内乱条項はなくなり、米軍の日
本国内の紛争介入ができない現在、日
本を常に最前線基地として確保してお
きたいアメリカの意向と、安保、三池の
闘争を通じて不安感を深めましたとこ
ろの日本財界の要請にこだえたもので
あり、国民の税金によって作られた自
衛隊が、そのはこ先を国民に向けるお
それを多分に持つものであります。
この実態を国民の前に明らかにさせな
いたための政府・与党のあがきが防衛二
法の強行策となつて現われたことは明
白であります。

ILO条約につきましては、三月二
十五日に提出されて以来、すでに六十
日を経過した今日、いまだにその審議
をする土俵すらきまつていない状態で
あります。(拍手)政府・与党は、特別
委員会の設置を要求して、国内の関係
法規の総括審議を主張してきました
が、本件につきましては、すでに御承
知のように、昭和三四年、労・使・

公益の三者構成による労働問題懇談会において、ILO八十七号条約はすみやかに批准すべし、これに抵触する公労法、地公労法の関係条文は削除すべし、国家公務員法、地方公務員法は改正する必要がない、と一致した三者の見解が述べられております。にもかわらず、これを尊重すべき立場にある政府が、今次国会でこの答申を全く無視して、国内法の改悪を主眼にした特別委員会の設置を強硬に主張したことは、これまた、ILOの精神を無視し、自己の利益のみを追求する独善的な態度といわざるを得ないのであります。（拍手）特に、特別委員会の設置につきましては、議院運営委員会においても、各党闘の十分な話し合いによって、意見の一一致を見て設けるという申し合わせがあるにもかかわらず、自由民主党独自の立場から執拗に特別委員会の設置を主張したことは、与党みずからが国会の正常化をじゅうりんするものといわざるを得ないのであります。（拍手）

さらに、農業基本法の問題にいたしまして、二月二十三日、政府とわが党が同時に提案説明をいたしまして以来、並行審議がなされときましたけれども、政府案の審議に充てられた時間は十数時間にすぎず、総括質問すら十分に行なわれることなくして、ついに、四月二十九日、社会党の出席を得られないまま、本院を強行突破する等

の暴挙をあえて行なつたのであります。このことは、政府・与党が、審議の過程におきまして、政府の農政の矛盾が暴露されることをおそれての行為であるといわざるを得ません。与・野の十分なる審議を通じまして、より農業基本法を作り上げていくといふの行為は、われわれの断じて容認できません」ところであります。(拍手)特に、農業基本法は農業の憲法ともいふべき重大な法律であり、これの審議は一ヶ月や二ヶ月を争うべき問題ではなく、慎重の上にも慎重を期して行なうべき性質のものであります。それゆえに、この法案は、継続審議として、農業問題に限つた臨時国会を開催し、徹底的に論議すべきであり、農民の大多数も強くこのことを望んでおるのであります。

(拍手) まゝな状態であり、政府・与党の怠慢も指摘せざるを得ないのであります。

なお、審議にあたりましての与党委員の努力に欠くる点はなかつたかと申す点であります。特に、今国会の顯著な特徴といたしまして、会期中、与党議員の多数が外遊されておりますが、このことは、各種法案の審議にあたりましての委員会の出席率を低下せしめ、あるいは開会時刻の遅延等の原因ともなり、審議が渋滞した一因となつたと私は考るものであります。加えまして、特に、今度の国会において重要な委員会といわれております内閣委員会、あるいは農林水産委員会における委員の出席の状況を見ましても、第一回の内閣委員会におきましては、わが党的九〇%出席に対しまして、与党はわずかに四七%という低調さであります。自來、三十五回までの内閣委員会において、与党的出席率八〇%以上はわずかに八回といふ驚くべき実態であります。また、農林水産委員会におきましても、三十七回の委員会の間に、九〇%以上の出席率は、三十回の委員会を通じまして、八九%が最高で一回、八〇%より上は實に四回という低調さであります。この実態を見まして、も、与党議員の審議にあたりましての

努力が欠陥していたことが明白に指されるところであります。（拍手）審議の期間は、ただ単に長いということだけが能ではありません。その内容において充実したところの審議が行なわれたかどうかが問題の焦点でなければなりません。審議に対するこの与党の態度を見ましても、政府・与党が、自己の怠慢をたん上げにして、党利党弊のために会期延長を提出したことは、許されざる暴挙といわざるを得ないのです。（拍手）

このように問題の焦点をしぼつておきますと、結局、今回の会期延長の意図するところは、参議院の段階におきまして、池田総理渡米の手みやげを作るための防衛二法案の成立なり、あるいは全国の農民大衆がきわめて疑惑と不安を持つておる農業基本法の成立、さらには、大衆行動を抑圧せんとするところの政治的暴力行為防止法の成立であることは明らかであり、対米追従の、自主性のない池田内閣の実態を示したものであるとともに、これら一連の法律の持つ内容は、各委員会におきまして、わが党の委員がつまびらかに指摘しましたこと、日本の平和と民主主義と国民生活を極度に脅かすことの反動立法であり、われわれの断じて容認できないところであります。

この際、私たちは、会期の延長ということのみをもって、いたずらに国会の運営を乱すことなくして、国会運営

の衝に当たる政府・与党が、いま少
慎重さと誠意を持つて当たるよう、
は、強くその猛省を促しまして、会
延長反対の立場を明らかにし、私の
論を終わらんとするものであります。
(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 木村公平君。

〔木村公平君登壇〕

○木村公平君 ただいま議長よりお尋
ねのありました会期延長の件につ
いて、私は、自由民主党を代表いたし
て、賛成の討論を行なわんとするもので
ります。(拍手)

このたび会期延長を行ないますする
えんのものは、現段階における本院に
びに参議院の議案の審議の状況にかく
がみ、その審議を十二分に尽くし、國
政処理の重大任務を全くせんとするた
めのものであります。それにいたしま
しても、会期延長の採決にあたりま
で、深夜收拾すべからざる混乱をしづ
しば引き起した過去の事例を想起いた
しまするとき、今きわめて平静裏にそ
の贅否を論ずること情景こそ、まさに
議会主義的一大進歩と申さなければな
りません。(拍手)邦家のため慶賀にな
えない次第でござります。

今国会は、昨年行なわれました総選
挙後初めての通常国会であります。そ
れゆえに、この国会において、池田内
閣並びにわが党は、公約をいたした幾
多の重要施策を実現いたし、国民多数
の信託にこたうべきであることは、論

を待たないところであります。(拍手) しかるところ、二百件以上の法案と、昨年の倍数に上る条約のうち、いまだ本院並びに参議院において慎重に審議の通りであります。会期は百五十日とは申せ、法案と条約、予算などを合すれば、まさに三百件になんなんとし、一日に必ず二件以上の重要な案件を処理しなければならない状態と相なり、かてて加えて、わが党は、真に寛容と忍耐をもつて野党の立場を最大限に尊重いたし、野党諸君の引き延ばし、いやがらせにもかかわらず、慎重に審議を続けて参ったことは、およそ、ごらんの通りであります。(拍手)

かくのことく、一方に多数の重要な件あり、他方に慎重なる審議を続けてますため、会期に若干の不足を見ることがあります。けだし、やむ不得ざる物理的現象ともいいくるものと存するのであります。

よつて、私ども自由民主党は、以上のことき状態を考慮いたし、ただいま議長よりお詰りのありました十五日間の会期延長の件について賛成をいたしました。〔拍手〕

○議長(清瀬一郎君) 佐々木良作君登壇

○佐々木良作君 私は、民主党を代表いたしまして、議題となつております。

ます会期延長の件に対しまして反対の討論を行なわんとするものであります。が、特に、わが国議会制度の本質に対するわが党の考え方を率直に申し述べまして、私の会期延長に対する反対の意見をいたしたいと存じます。

御承知のことく、なお兒玉君からも指摘されておりますように、憲法は、わが国議会制度において常会、臨時会の制度を採用いたしまして、国会法は常会の会期を百五十日と規定いたしております。しこうして、この常会は、毎年一定時期に定期的に召集せられ、ここで予算案を中心とする政府の来年度計画の大要が議せられ、これが当該年度における政治行事の土台となり、柱となつておるものであります。しかかも、わが国議会制度の根幹に会期不統一の原則という原理が横たわっておることは、議員諸君も十分御承知のことございませじましょ。これらの制度は、言ふまでもなく、向こう一年間の行政の基本を百五十日の期間で議了し得る範囲において協議決定することを義務づけているのであります。百五十日といふ期間の設定は、その長短について是非の論議はあらうかと思いますが、国会法が百五十日といふ期間を期延長の件につき賛成の討論をいたすものであります。(拍手)

設定いたしておりまする基本的な理由は、一方において、政府の立法計画には、一方において、政府の立法計画には制限を付し、他方において、立法府が配慮を含めた規定と解すべきであると申しますが、この原則が自民党によつてじゅうりんされること、民主政治上の危険を特に強調し、自民党の猛省を促したいのであります。

（拍手）

なお、政府・与党が予定した、いわゆる重要議案が期日内に議了し得ない場合、今回のような場合に、議了させられたる仕組みになつておるものと考えるわけであります。かかる常会制度の厳肅な実行を憲法は要求するものでありますするがゆえに、別に、臨時に必要なならば、必要な議題に応じて必要な期間論議するための臨時会の召集を規定いたしておることは、皆さん御案内の通りであります。

このようないくつかの原則の観点に立ちまして、私は、日本国憲法を最も忠実に守り、かつ、わが国議会制度を最も民主的運営するため、この常会の会期延長に絶対的反対の意思を表明するものであります。(拍手)

この際、特に注意を喚起いたしておきたいのであります。が、国会における立法計画の協議機関として、いわゆる常任委員長会議なるものがありますが、このことについて、私は、民主議会の本質に即して一言いたしました。先ほどの木村君の議論もこれに終始貫されたのだと存するわけであります。が、このことについて、私は、民主議会の本質に即して一言いたしました。先ほどの兒玉君から御指摘がありましたように、会期末に重要議案が残るといふ現象の原因についてであります。が、大体、そうすなわち、まず、先ほどの兒玉君から御指摘がありましたように、会期末に重要議案が残るといふ現象の原因についてであります。が、大体、その大部分は、政府・与党の責めに帰せらるべき議案提出の遅延であります。

あるいは、木村君が指摘されましたような規定があり、そのような運営がなされておつたわけであります。本院におきましては、常任委員長はすべて自由民主党の議員でもつて充てられております。政府の立法計画も、院側の立法計画も、これすべて自民党の掌握するところとなつておるわけであります。私は、常会における立法計画は

して立案されねばならぬことを重ねて

申しますと、この原則が自民

議案が、あるいは審議未了となつた議

題が、あるいは最後に残つております

る議題が、重要な案件であるかどうか

といふことの判定は、自民党諸君が下

すべきものではありません。最後に

は、あくまで国民が決定するもので

あります。同時に、また、その原因が

与党の法案提出の遅延にあつたか、あ

るいはまた、野党側に責任が帰せられ

るべきかという議論も、最後には、あ

くまでも国民が判断をするものであり

まして、その価値判断を最後に下する

のこそは、国民それ自体であります。

私が皆さんに特に申し上げたいこと

は、その判断材料を正確に提供する制

度が、現行法では百五十日といふ入れ

ものを持ったところの常会制度である

といふことであります。このものさし

いたしまして、国民の判断材料をあい

まいにしてはならないと私は信ずるわ

けであります。

さて、最後に、今や、国会の正常化

という問題が、院内外の強烈な要請で

ありますとともに、話題の中心でも

あります。が、私は、身を

もつて国会の正常化に挺進をいたして

おりまするわが党の立場に立つて付言

をいたしたいと思います。

すなわち、真に国会運営を正常化せ

んとするならば、各党とも、責めを他

前田 義雄君	牧野 寛素君	久保 三郎君	栗原 俊夫君	森本 靖君	矢尾喜三郎君
益谷 秀次君	増田甲子七君	黒田 寿男君	小林 信一君	安井 吉典君	安平 鹿一君
松浦 東介君	松田 鐵藏君	小林 進君	小林 ちづ君	柳田 秀一君	山内 広君
松永 東君	松野 賴三君	五島 虎雄君	河野 密君	山田 長司君	山中 吾郎君
松村 謙三君	三池 信君	佐々木更三君	佐藤觀次郎君	坂本 泰良君	山口丈太郎君
松本 俊一君	三木 武夫君	佐野 慶治君	吉村 吉雄君	吉村 吉雄君	和田 博雄君
三浦 一雄君	水田 三喜男君	阪上安太郎君	井端 繁雄君	井端 繁雄君	伊藤卯四郎君
森 一雄君	毛利 松平君	島上善五郎君	鈴木度三郎君	鈴木度三郎君	横山 利秋君
森 一雄君	森下 國雄君	下平 正一君	杉山元治郎君	片山 哲君	佐々木良作君
森 重次郎君	森 山 武司君	田口 誠治君	田中幾三郎君	田中幾三郎君	玉置 一徳君
保岡 武久君	柳谷清三郎君	田中 武夫君	西尾 未廣君	西尾 未廣君	西村 栄一君
南 好雄君	山口 好一君	多賀谷眞穂君	門司 寛一君	門司 寛一君	志賀 義雄君
森 清君	山崎 嶽君	高津 正道君	川上 勝君	川上 勝君	本島百合子君
森 重次郎君	山手 满男君	橋 兼次郎君	滝井 義高君	滝井 義高君	谷口善太郎君
森 重次郎君	山村新治郎君	山本 猛夫君	辻原 弘市君	辻原 弘市君	古賀 了君
米山 恒治君	山田 彌一君	坪野 米男君	戸叶 里子君	戸叶 里子君	佐々木良作君
渡邊 良夫君	赤松 勇君	中島 芳夫君	中澤 茂一君	中澤 茂一君	伊藤卯四郎君
阿部 五郎君	有馬 飛鳥田一雄君	中島 嶽君	中嶋 英夫君	中嶋 英夫君	横山 利秋君
阿部 五郎君	輝武君	中村 高一君	中村 英男君	中村 英男君	佐々木良作君
淺沼 孝子君	井伊 誠一君	中嶋 嶽君	二宮 武夫君	二宮 武夫君	森 喜一君
有馬 猪俣 浩三君	西宮 弘君	西村 力弥君	西村 関一君	西村 関一君	河野 正君
有馬 猪俣 浩三君	西宮 弘君	西村 忠夫君	野口 芳賀君	野口 芳賀君	北山 愛郎君
大柴 滋夫君	大原 政嗣君	西村 和君	原 貞君	原 貞君	勝間田清一君
英雄君	石山 権作君	日野 吉夫君	堀 昌雄君	堀 昌雄君	正君
英雄君	石川 稲村 隆一君	岡田 豊明君	松井 政吉君	松井 政吉君	河野 正君
大柴 滋夫君	大田 春夫君	岡田 豊明君	加藤 勘十君	加藤 勘十君	北山 愛郎君
大柴 滋夫君	加藤 勘十君	藤原豊次郎君	細迫 兼光君	細迫 兼光君	愛郎君
大柴 滋夫君	川村 利春君	三木 嘉夫君	前田 喜一君	前田 喜一君	河野 正君
大柴 滋夫君	森島 守人君	森島 守人君	森島 守人君	森島 守人君	河野 正君

否とする議員の氏名

早稻田柳右二門君

森田柳右二門君

水資源開発促進法案(内閣提出)及び水資源開発公団法案(内閣提出)及

出の趣旨説明

○議長(清浦一郎君) 議院運営委員会

の決定により、内閣提出、水資源開発の説明を求めます。國務大臣迫水久常君。

促進法案及び水資源開発公團法案の趣旨の説明を求めます。國務大臣迫水久常君。

〔國務大臣迫水久常君登壇〕
○國務大臣(迫水久常君) まず、水資源開発促進法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

最近における産業の著しい発展、人口の増大と都市への集中及び生活水準の向上等により、わが国的重要産業地帯では各種の用水に対する需要が激増

してきており、この傾向は今後ますます強まるものと考えられるのであります。

議会の意見を開き、なお、審議の決定を経ることいたしております。

一方、わが国的主要河川は、国土の気象上及び地形上の特色からして、年間流出量が莫大な量に達するにもかかわらず、豊水と渇水の差が激しいた

め、河川水利用率はきわめて低く、利根川を例にとりましても、全流出量のわずか一二%程度が利用されているにすぎない状態であります。従つて、緊迫した水不足の事態に対処いたしまするには、積極的に水資源を開発し、か

めには、根本的に水資源を開発し、かぎない状態であります。従つて、緊迫した水不足の事態に対処いたしまするには、積極的に水資源を開発し、か

めには、積極的に水資源を開発し、かぎない状態であります。従つて、緊迫した水不足の事態に対処いたしまするには、積極的に水資源を開発し、か

前田 義雄君

牧野 寛素君

黒田 寿男君

小林 信一君

安井 吉典君

山内 広君

山中 幸一君

山中 吉郎君

山口丈太郎君

山中 駿史君

都道府県知事及び水資源開発審議会の意見を開き、かつ、閣議の決定を経ることいたしております。

益谷 秀次君

増田甲子七君

坂本 鐵藏君

森野 賴三君

三浦 一郎君

三浦 一郎君

佐々木更三君

佐藤觀次郎君

佐藤觀次郎君

佐藤觀次郎君

都道府県知事及び水資源開発審議会の意見を開き、かつ、閣議の決定を経ることいたしております。

東介君

水田 仁君

佐々木幹君

佐々木幹君

佐々木幹君

佐々木幹君

佐々木幹君

佐々木幹君

佐々木幹君

佐々木幹君

都道府県知事及び水資源開発審議会の意見を開き、かつ、閣議の決定を経ることいたしております。

三和 精一君

水田 三喜男君

都道府県知事及び水資源開発審議会の意見を開き、かつ、閣議の決定を経ることいたしております。

水田 俊一君

都道府県知事及び水資源開発審議会の意見を開き、かつ、閣議の決定を経ることいたしております。

水田 仁君

都道府県知事及び水資源開発審議会の意見を開き、かつ、閣議の決定を経ることいたしております。

水田 仁君

都道府県知事及び水資源開発審議会の意見を開き、かつ、閣議の決定を経ることいたしております。

水田 仁君

都道府県知事及び水資源開発審議会の意見を開き、かつ、閣議の決定を経ることいたしております。

水田 仁君

都道府県知事及び水資源開発審議会の意見を開き、かつ、閣議の決定を経ることいたしております。

水田 仁君

都道府県知事及び水資源開発審議会の意見を開き、かつ、閣議の決定を経ることいたしております。

水田 仁君

都道府県知事及び水資源開発審議会の意見を開き、かつ、閣議の決定を経ることいたしております。

水田 仁君

都道府県知事及び水資源開発審議会の意見を開き、かつ、閣議の決定を経ることいたしております。

水田 仁君

都道府県知事及び水資源開発審議会の意見を開き、かつ、閣議の決定を経ることいたしております。

水田 仁君

都道府県知事及び水資源開発審議会の意見を開き、かつ、閣議の決定を経ることいたしております。

水田 仁君

水田 仁君

水田 仁君

水田 仁君

水田 仁君

水田 仁君</div

第七点は、基本計画を実施する者は、その事業により損失を受ける者に對する措置が公平かつ適正であるよう努めるものとしたことであります。以上がこの法律案の趣旨であります。

次に、水資源開発公団法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

最近の用水需要の増加は著しいものがあり、特に、大工業地帯におきましては、産業の發展と都市人口の増加に伴い、水に対する需要の著しい増大が見られるのであります。これらの地域に対する用水の供給を確保するためには、総合的な計画のもとに水資源の開発または利用のための事業を総合的に施行するとともに、開発施設の建設の早期完成をはかることが肝要であると思ふのであります。本法案は、水資源開発促進法による水資源開発基本計画に基づいて、これらの事業を総合的かつ効率的に施行する事業主体として、独立の法人格を有する特別法人水資源開発公団を設立せんとするものであります。

以下、本法律案の要旨を御説明いたします。

第一に、公団の目的であります。公団は、水資源開発促進法の規定による水資源開発基本計画に基づく水資源の開発または利用のための事業を実施すること等により経済の成長及び国民生活の向上に寄与することを目的とします。

第二に、公団の役員として総裁、副総裁、理事及び監事を置くこととし、その任期はそれぞれ四年といたしております。

第三に、公団の業務であります。水資源開発基本計画に基づきまして、公団が水資源開発施設の建設を行なうことが公団の中心的業務であります。公団が水資源開発施設の建設を行なうあたりましては、事業実施計画を定め、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならぬこととしておりますが、この事業実施計画の基本となるべき事項につきましては、各主務大臣が関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見を聞いた上、これを事業実施方針として定め、公団に指示することにいたしております。

第四に、公団が行なう建設工事のうち、洪水防御等の、いわゆる治水目的をも有する特定施設の工事についてであります。これが河川法による特例を設けておなうことができるところとして、河川法を得て、建設大臣がこれを河川の付属物に認定することができるようになります。

第五に、公団の施設の建設に必要な費用についてであります。公団は、政府または都道府県から補助金の交付または負担金の納付を受け、また、必要な資金の借り入れ等を行なうことができる」ととなつております。

第六に、公団の財務及び会計であります。公団の予算、資金計画、財務諸表、借入金、水資源開発債券等につきましては、内閣総理大臣の認可または承認を受けることを要するものといたします。

第七に、公団の監督は主務大臣がこれを行なうこととし、公団の業務に關係する監督上必要な命令を發し、公団の事務所に対し立ち入り検査を行ない得る場合の上からも、また、国会正常化の権威の上からも、また、内閣総理大臣は主務大臣の監督につき所要の調整を行なうことといたしております。

生活の向上に寄与することを、その目的といたしております。

第二に、公団の役員として総裁、副総裁、理事及び監事を置くこととし、その任期はそれぞれ四年といたしてお

ります。

第三に、公団の施設の建設に必要な費用についてでありますが、治水関係分につきましては、国と都道府県が負担し、これを公団に交付することになつております。それ以外につきましては、水資源開発施設を利用して流水を水道もしくは工業用水道の用に供する者、またはこの流水を灌漑の用に供する農業者の組織する土地改良区が特定された場合には、これらの者が負担することにしております。なお、このいわゆる利水関係分の建設に必要な費用につきましては、公団は、政府または都道府県から補助金の交付または負担金の納付を受け、また、必要な資金の借り入れ等を行なうことができる」ととなつております。

第六に、公団の財務及び会計であります。公団の予算、資金計画、財務諸表、借入金、水資源開発債券等につきましては、内閣総理大臣に対し、以下、数点にわたって質問をいたさんとするものといたします。

第七に、公団の監督は主務大臣がこれを行なうこととし、公団の業務に關係する監督上必要な命令を發し、公団の事務所に対し立ち入り検査を行ない得る場合の上からも、また、内閣総理大臣は主務大臣の監督につき所要の調整を行なうことといたしております。

大臣の監督につき所要の調整を行なうことといたしております。

最後に、附則におきまして、本法案基づく地方行政の権限の一部を行なうことができることとしているのであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発または利用のための事業を実施することにより国民経済の成長と国民生活の向上を目的としたものである

ものではないのであります。しかしながら、かかる重要な法案の提出の時期において、私は、その立法の趣旨そ

のものについては、あえて反対をするものではありません。しかし

のものについても、かかることを指摘せざるを得ないのであります。(拍手)

○山中日露史君の質疑

○議長(清瀬一郎君) ただいまの趣旨説明に対しまして質疑の通告がありますから、これを許します。山中日露史君。

〔山中日露史君登壇〕

○山中日露史君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました水資源開発促進法案及び水資源開発公団法案について、總理大臣並びに関係閣僚に対し、以下、數点の質問をいたさんとするものといたします。

まず、第一に、水資源開発の問題は、昭和三十六年度予算編成のときより池田内閣の重要な課題として論議されてきたのであります。この間、各省間の所管争いの調整に毎日を要したことは、かかる重要な法案を会議に至つて突如として提出するが、とき態度は、国会軽視もはなはだしいものといわなければならぬのであります。(拍手) 政府は会期の延長を企図したのであります。が、会期の延長について、先ほどの会期延長の反対討論にもありますように、軽々にこれをなすべきではなく、十分なる審議を尽くしつゝも、法案の重大性と緊急性にかんがみ、慎重にも慎重を期し、万やむを得ざる場合においてのみ許さるべきものであつて、政府の怠慢や内部事情により法案の提出が遅延し、この提出が遅延したことと会期延長によつて補わんとするがごとき態度は、国会

の上からも、断じて許すべからざるものとの思ひであります。が、会期まぎわに至り、かかる重要な法案を提出したことに対し、政府はいかなる反省と責任を感じておるかを、ます、総理大臣より承りたいと思うのであります。

第二に指摘せねばならない点は、本法案提出の遅延の原因となつた各省間の所管争いの醜い姿であります。そもそも、水資源開発公団の設置問題は、建設省と、通産省、農林省、厚生省の利水三省が対立をして調整がつかなかつた点に紛争の原因があつたのであります。水行政の一元化は、つとに叫ばれておつた正しい方向であり、予算編成のときの一一本立てであつたところが、その後、利水と治水の二本立てとなり、法案提出の期限に追われ、さらに、三転して、池田総理の政治的裁断によつて一本立てに逆戻りをしたというこの経緯は、全く官厅のなわ張り争いといふ官僚政治の最も醜い姿を暴露したものであります。諸外国にもその例を見ないところであります。このことは、まさに、民主政治の未熟と池田総理の指導性の欠如とを露呈したものといわなければならぬと思うであります。しかも、その結果として、起き上がつた公団法案が、主務大臣が総理大臣、建設大臣、通産大臣、農林大臣、厚生大臣といふ、頭が五つで、からだが一つ、といふ奇形児を生んで、

むに至り、重要な諸点はことごとく政令にゆだねられ、この政令をめぐつて再び所管争いの種をまく道を残したこと、公団運営上、まことに遺憾のき

わみであります。池田総理は、この調整をいかに考えられるか、また、かかる官僚政治の弊風をどのように考えらる次第であります。(拍手)

次に、本法案の内容について、詳細は委員会の質疑に譲るといたしまして、重要な諸点についてお伺いいたしたいと思います。

私は、まず、水資源開発促進法において、既開発地域と未開発地域のいずれに重点を置くのか、政府の基本的な方針を承りたいと思うのであります。あわせて、どういう水系を指定しようとしておるのか、その予定をも承りました。わが國土の中におきまして、広い範囲に展開された水田が、限られた灌漑期間ではありますけれども、大量の用水を使用する上に、局地的に工業や人口の集中が著しく、急激な水需要の増大が見られ、これらの地域においては極度に水需給関係の逼迫を生じております。また、これらの水の供給し得るものでなければなりません。それと同時に、經濟的な面より考へても、特定の利用者の専用施設ではなく、多目的な幹線水路として、潜在種産業廃水の放流による公共水域の汚濁、冲積地帯の地下水の過度の揚水に伴う地盤沈下、地下水位の異常なる低下等、資源保全上重大な問題が引き起

こされておるのであります。

私は、これらの問題を解決するため、まず、第一に、水の供給力の増大と並行いたしまして、限られた開發地點最も有効に活用するために必要な水量を確保することが最も必要であると思うのであります。さらに、然湖沼の調節能力の増大等により必要

をはかることは当然でありますけれども、これがためには、ダムの建設、自然湖沼の調節能力の増大等により必要水量を確保することが最も必要であると思つりますが、さらに、これと並行いたしまして、限られた開發地點最も有効に活用するために必要な水量を確保することが最も必要であると思つりますが、さらに、

下等、資源保全上重大な問題が引き起ておるかといたいと思います。

次に、重要な点は、開発公団の事業費負担の問題と、水価額の問題であります。

従来の開発方式は、經濟的に成り立たなければならないということにござり過ぎて、将来の需要に対する危険を考慮せねばなりません。しかしながら開発地點最も有効に活用するために必要な水量を確保することが最も必要であると思つりますが、さらに、

方法ではなく、広域的、総合的な計画でなければならぬと思うのであります。特に、既成工業地帯では、供給地域付近の水資源はほとんど開発し尽くされ、今後開発する地点は供給地域から遠く離れたところでありますから、おのずから広域的、総合的なものとなる。さらに、これによつて生み出された水を需要に即応して必要な地域に導水する、その水路を並行して建設しなければならぬと思うのであります。しかし、この水路は、必要な地域に導水する、その水路を並行して建設しなければならぬと思うのであります。しかして、この水路は、必要な地域に、必要な時期に、必要な水を平に供給し得るものでなければなりません。これが一元的に調達し、また、経済基盤の強化、国民生活の安定と向上の見地から、その供給価格はできる限り低廉、妥当なものでなければならぬと思います。水の利用者が負担すべき資金は、これを一元的に調達し、また、経済基盤の強化、国民生活の安定と向上の見地から、その供給価格はできる限り低廉、妥当なものでなければならぬと思います。水の利用者が負担すべき資金は、これを一元的に調達し、また、経済基盤の強化、国民生活の安定と向上の見地から、その供給価格はできる限り低廉、妥当なものでなければならぬ

と思います。一般に、水利用の分野によつてそれぞれ經濟的に耐え得る水価格の限界があります。たとえば、農業は、工業用水あるいは上水道のことを再三言明しておつたにかかわらず、本法には何ら触れておらないのであります。この点についての政府

では、水価額の低廉、妥当を維持するためには、国の出資あるいは政府の低利資金の投入が考慮されなければならぬと考えるのであります。本開発公団法には、河川法に基づく治水関係を除いてはその規定がないのであります。政府は、これらの点に關し、どのように考えておられるのか。

さらに、また、水資源開発公団法附則によりますと、水資源開発公団は、本法律公布の日より起算して六ヶ月以内に政令で定める日より施行する、と規定されおり、少なくとも、本年度中には公団の発足を見ることとなるにかかわらず、その予算措置は、当初予算においてはもちろん、今回の補正予算にも何ら計上されておらないのであります。本予算案にも盛られず、予算措置をも講ぜず、法律だけを出すという政府の真意はいかなる点にあるかを、あわせてお伺いいたしたいと思います。本予算案にも盛られず、予算措置をも講ぜず、法律だけを出すという政府の真意はいかなる点にあるかを、あわせてお伺いいたしたい

と思います。

次にお尋ねいたしたいのは、愛知用水公団との関係であります。

本公団は、全國一円を事業区域として、水系別、複数制の公団の設置を認めないと想うのでありますが、愛知用水公団はどうするのか。愛知用水公団は、本公団成立の上は吸収するといふことを再三言明しておつたにかかわらず、本法には何ら触れておらないのであります。この点についての政府

の方針を承りたいと思うのであります。

なお、これに関連して、世界銀行よりの債務の引き継ぎは円満に行なわれる見通しがあるのかどうか、あわせて承っておきたいと思うのであります。

次に、水利用者の建設費負担の方式の問題であります。

建設費の負担は、アロケート方式によりそれぞれの需要者が負担するのであります。さきに申し述べましたように、今後の開発は潜在需要者を見越しておられるのか。また、アロケート方式によりますと、開発地点ごとに条件が異なり、ある地点では建設費が割高になります。従って、建設費は公団事業遂行上支障を来たすおそれがあるのです。従って、建設費が公団の一括負担として、公団を水の創立機関とする全国一律の料金制とした方が、開発も促進でき、また、建設資金の一元化という面からもいいのではないかと思うのであります。アロケート方式を採用した理由を承りたいと思うのであります。

次に、開発公団の人事の問題であります。

近年、公団の数が非常にふえて参りました。政府は、ややもすれば、政府みずから行なうべき事業を、公団を乱思つておきます。

官報(号外)

造してこれに行なわしむる傾向なきにしてもあらずであります。公団方式なるものは、理論的には、官庁が直接事業を行なう場合の非能率の欠陥を補う利点と、他面、事業の公共性にかんがみ、民間事業の利潤追求の弊害を除去する利点とをあわせ有するのであります。

が、わが国の公団は、それ自身監督官の威格なる監督のもとに置かれておりまする關係上、公団の自主性がなく、人事はほとんど天下り的であります。従つて、公団は、高級官僚のうば捨て山であるとの批判さておるのであります。(拍手)ことに、水資源開発公団は全国一本であり、将来、その事業量も、予算も、権限も大きく発展する可能性を持つております。また、危険性とのつながりが最も多く出てくる事態も、役員の採用資格には規定がまするが、役員の欠格条項は規定されておりません。本法案には、役員の欠格条項は、役員の不正行為によるものであります。公団の人事は、最も慎重に、公正でなければならぬことは、言を待たないところであります。が、政府は、公団の人事についてなどのような構想も持つて離まんとしているのかを承りたいと思うのであります。

最後に、私は、本法案の制定に関連いたしまして、政府の国土開発に対する熱意と、今日までの国土総合開発計画の具体的な立案の状況を承りたいと思つておきます。

いいたしまして、開発公団の人事についでもどのようにも思つておきます。しかし、自由であります。公団の人事は、最も慎重に、公正でなければならぬことは、言を待たないところであります。が、政府は、公団の人事についてなどどのような構想も持つて離まんとしているのかを承りたいと思うのであります。

最後に、私は、本法案の制定に關連いたしまして、政府の国土開発に対する熱意と、今日までの国土総合開発計画の具体的な立案の状況を承りたいと思つておきます。

最近における政府の政策、法律案の進展、社会情勢の変動が常に先行して、政策や法律案が後手々となつておることは、まことに遺憾であります。

そのために、事に當たつては周章ろくろく、應急措置によつて糊塗せんとするきらいなしとしないのは、はなはだ遺憾に思つております。

このことは、都市改造法案、防災街区法案、公共用地取得に関する法律案等、多方面にわたりまして、これが所管官庁は各省にまとめておるのあります。しかも、数十年の長きにわたりまして、各省はおのおのその分野においてこの仕事をしておるのであります。これを一朝一夕に一本化するといふことはなかなか困難な問題でござりますが、内閣におきましては、水の緊急開発の必要性にかんがみまして、この

大目的のために、ここに一本化ができます。私は、所得倍増計画と兼ね合わせまして、総合的国土開発計画につきまして、国土建設省という名にとらわれ

理屈通りには参らないのでございまます。私は、所得倍増計画と兼ね合わせまして、総合的国土開発計画につきまして、国土建設省という名にとらわれ

理屈通りには参らないのでございまます。私は、所得倍増計画と兼ね合わせまして、総合的国土開発計画につきまして、国土建設省という名にとらわれ

なつたのです。私は、所得倍増計画と兼ね合わせまして、総合的国土開発計画につきまして、国土建設省という名にとらわれ

六年度におきましては予算措置をとらなかつたのです。

なお、公団の人事につきましては、お話しの通り、慎重に考慮して決定することといたしたいと思います。

○國務大臣(池田勇人君登壇) お答え申しあげます。

水の問題は、御承知通り、治水事業、灌漑あるいは上水道、工業用水等、多方面にわたりまして、これが所

管官庁は各省にまとめておるのあります。しかも、数十年の長きにわたりまして、各省はおのおのその分野においてこの仕事をしておるのであります。これを一朝一夕に一本化するといふことはなかなか困難な問題でござりますが、内閣におきましては、水の緊急開発の必要性にかんがみまして、この

大目的のために、ここに一本化ができます。私は、所得倍増計画と兼ね合わせまして、総合的国土開発計画につきまして、国土建設省という名にとらわれ

理屈通りには参らないのでございまます。私は、所得倍増計画と兼ね合わせまして、総合的国土開発計画につきまして、国土建設省という名にとらわれ

理屈通りには参らないのでございまます。私は、所得倍増計画と兼ね合わせまして、総合的国土開発計画につきまして、国土建設省という名にとらわれ

理屈通りには参らないのでございまます。私は、所得倍増計画と兼ね合わせまして、総合的国土開発計画につきまして、国土建設省という名にとらわれ

理屈通りには参らないのでございまます。私は、所得倍増計画と兼ね合わせまして、総合的国土開発計画につきまして、国土建設省という名にとらわれ

理屈通りには参らないのでございまます。私は、所得倍増計画と兼ね合わせまして、総合的国土開発計画につきまして、国土建設省という名にとらわれ

理屈通りには参らないのでございまます。私は、所得倍増計画と兼ね合わせまして、総合的国土開発計画につきまして、国土建設省という名にとらわれ

理屈通りには参らないのでございまます。私は、所得倍増計画と兼ね合わせまして、総合的国土開発計画につきまして、国土建設省という名にとらわれ

理屈通りには参らないのでございまます。私は、所得倍増計画と兼ね合わせまして、総合的国土開発計画につきまして、国土建設省という名にとらわれ

○國務大臣(迫水久常君登壇) この水資源開発促進法によりまして基本計画を立てるべき水系は、たとえば、利根川の水系あるいは淀川の水系、筑後川の水系等のようだ。当面非常に水が不足しておるような地帶から着手せられる予定になつております。

また、御質問の中で、水の料金といふものは高くなつてはいけないというお話をございましたが、これは当然なことでございましたが、これは当然な在の基準の限度にこれを保つていく方針でござります。

なお、費用の負担につきましては、アロケーションの方式を採用いたして、公団に対しまして出資は必ずしも直ちに行なう必要がないので、三十

は、負担者がすつかりきまりまして、

割当がきまりましてから工事を着手をいたしたのであります。そういうふうなものは、後に負担者がきまりましてからアロケーションの方式をとりたい、こう考えております。

なお、出資でございますが、お話しの通り、今回には公団の出資の規定はございませんし、予算の措置もいたしておりませんけれども、これは、今後、まず、水資源開発促進法による水資源開発審議会が設置されまして、この審議会において基本計画が認められまして、その基本計画によりまして公団の事業内容がきまつてくるわけでございますが、その際において、その段階に至りまして、公団の義務遂行上、政府が出資をする必要があると考えられまする場合においては、法律を改正し、及び予算上の措置をとつて出資の規定を設けることもある、こう考えておる次第でござります。

なお、愛知用水公団は本公団に吸収せられる予定でございますが、世界銀行の借款等の関係もございますので、慎重に処置いたしたいと存じております。(拍手)

[国務大臣周東英雄君登壇]

ねであります。ただいま企画庁長官からお答えがありましたとて大体尽きております。ただ、愛知用水公団の事業は一応近く完了いたしました。しかりまする愛知用水公団法の一部改正法律案が成立いたしますと、豊川用水事業に直ちに取り組むことになるわけであります。豊川用水事業といふものは、すでに工事を開始いたしておりますので、これに直ちに取りかかるとはできるわけであります。一方、ただいま説明されました水資源開発公団の問題でありますか、これが発足いたしますにつきましては、ただいま企画庁長官からお話をありましたように、これは、あくまでも水資源開発促進法に基づいて、水の利用に関し、開発事業に関する基本計画が立てられなければなりませんし、それから予算の問題もありますので、それができ上がるまで愛知用水公団による豊川用水工事の着手を待つておるわけには参りませんので、一応仕事としては着手いたします。しこうして、愛知用水公団に関するまことに、その合併時期といふものには、ただいまお話をありましたように、世界銀行の借款に対する肩がわりに関する了解もとらなければなりませんし、また、予算措置等もありますので、それらが完了し、かつ、合併に関する諸準備の完了の暁、適当な際におい

て、これに合併する予定でございま
す。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 質疑はこれにて
終了いたしました。

◆ ◆ ◆

日程第一 健康保険法及び船員保
険法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第二 日雇労働者健康保険法
の一部を改正する法律案(内閣
提出)

日程第三 社会福祉施設職員退職
手当共済法案(内閣提出、參議
院送付)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一
部を改正する法律案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第一ないし
第三とともに、内閣提出、戦傷病者戦
没者遺族等援護法の一部を改正する法
律案を追加して四案を一括議題とな
し、委員長の報告を求め、その審議を
進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動
議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よつて、日程は追加せられま
した。

日程第一、健康保険法及び船員保
険法の一部を改正する法律案、日程第
二、日雇労働者健康保険法の一部を改
ました。

正する法律案、日程第三、社会福祉施設職員退職手当共済法案、戰傷病者慰護法、右四案を一括して議題といたしました。

右

国会に提出する。

昭和三十六年二月二十五日

内閣總理大臣 池田 勇人

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「金額」の下に「(其ノ額六千円ニ満タザルトキハ六千円)」を加える。

第五十条ノ二を次のように改める。

第五十条ノ二 被保険者分娩シタルトキハ育児手当金トシテ二千円ヲ支給ス但シ分娩後引続キ其ノ出生兒ヲ育テザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十九条ノ四第一項中「千円」を「三千円」に改め、同条第二項中「其ノ出生兒ヲ哺育シタルトキ」を削り、「哺育手当金ヲ支給ス」を

育児手当金トシテ一千円ヲ支給ス」に改め、同項に次のただし書を加え、同条第三項を削る。

但シ分娩後引続キ其ノ出生児ヲ育テザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六十六条第一項中「哺育手当金」を「育児手当金」に改め、同条第二項中「出産手当金、哺育手当金」を「及出産手当金」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のよう
に改正する。

第三十二条第一項中「金額」の下
に「(其ノ額六千円ニ満タザルトキ
ハ六千円)」を加える。

第三十二条ノ二を次のよう
に改める。

第三十二条ノ一 被保険者又ハ被
保険者タリシ者分娩シタルトキ
ハ育児手当金トシテ二千円ヲ支
給ス但シ分娩後引続キ其ノ出生
児ヲ育テザルトキハ此ノ限ニ在
ラズ

第三十二条ノ四中「期間ニ係ル
出産手当金若ハ育児手当金」を期
間ニ係ル出産手当金に改める。

第三十三条第一項中「千円」を
「三千円」に改め、同条第二項中「其
ノ出生児ヲ育テタルトキ」を削り、
「育児手当金ヲ支給ス」を「育児手
当金トシテ二千円ヲ支給ス」に改

め、同項に次のただし書きを加え、
同条第三項及び第四項を削る。
但シ分娩後引続キ其ノ出生兒ヲ
育テザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行
する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に分娩した被
保険者若しくは被保険者であつた
者は又は被扶養者に係る健康保険法
又は船員保険法の規定による分娩
費若しくは配偶者分娩費又は哺育
手当金若しくは育児手当金の支給
については、なお従前の例による。

理由

健康保険及び船員保険の被保険者
等の分娩に関する給付の内容を改善
する必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

日本労働者健康保険法の一部を改
正する法律案
右国会に提出する。

昭和三十六年二月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

日本労働者健康保険法の一部を
改正する法律
日本労働者健康保険法（昭和二十
八年法律第二百七号）の一部を次の
ように改正する。

第八条第三項中「及び交付」を「、
交付及び返納」に改め、同項を同条
第四項とし、同条第二項の次に次の
一項を加える。

3 被保険者手帳の交付を受けた者
は、その被保険者手帳に健康保険
印紙をちよよ付すべき余白の残存
する期間内において第六条の規定
によつて被保険者となる見込みの
ないことが明らかになつたとき、
又は前条の規定による承認を受け
たときは、保険者に被保険者手帳
を返納しなければならない。

第九条に次の一号を加える。

九 特別療養費の支給

第十四条中「開始の日」の下に「(當
該疾病又は負傷につき特別療養費の
支給が行なわれたときは、特別療養
費の支給の開始の日)」を加え、「一
年」を「二年」に改める。

第十六条の二第二項を次のよう
に改める。

2 傷病手当金の級別は、次の各号
に定めるとおりとし、その額は、
一日につき、第一級にあつては三百
三十円、第二級にあつては二百四
十円、第三級にあつては百七十
円とする。ただし、当該被保険者
に被扶養者なく、かつ、その者
が病院又は診療所に収容されてい
る場合には、一日につき、第一級
にあつては二百二十円、第二級に
あつては百六十円、第三級にあつ
ては百十円とする。

四 第一号に規定する六箇月間に
付額を加算した額を二十八で除
して得た額が二十円以上である
とき。第一級

四 第一号に規定する六箇月間に
付額を加算した額を二十八で除
して得た額が二十円以上である
とき。第一級

あつては百六十円、第三級にあつ
ては百十円とする。

一 当該被保険者について、その者
がはじめてその療養の給付を受
けた日の属する月の前二箇月間
に通算して二十八日分以上、又は
当該月の前六箇月間に通算して
七十八日分以上第一級の保険料
が納付されている場合 第一级

一 当該被保険者について、その者
がはじめてその療養の給付を受
けた日の属する月の前二箇月間
に通算して二十八日分以上、又は
当該月の前六箇月間に通算して
七十八日分以上第一級の保険料
が納付されている場合 第一级

二 当該被保険者について、前号
に規定する四箇月間に通算して
二十八日分以上第一級又は第二
級の保険料が納付されている場
合 (前号に該当する場合を除
く。) 第二级

三 第一号に規定する四箇月間に
計額に、保険料の納付日数が七
十八日に達するまで同期間に納
付された第三級の保険料の納付
額を加算した額を二十八で除し
て得た額が二十円以上であると
改める。

四 第一号に規定する四箇月間に
計額に、保険料の納付日数が二
十八日に達するまで同期間に納
付された第三級の保険料の納付
額を加算した額を二十八で除し
て得た額が二十円以上であると
改める。

五 前四号以外の場合 第三级

六 第十六条の四第一項中「三千円」を
「十一日」に改める。

七 第十六条の四第一項中「三千円」を
「一千円」に改める。

八 第十六条の五第二項を次のよう
に改める。

九 第一号に規定する二箇月間に
当該被保険者について納付され
た第一級又は第二級の保険料が
通算して二十八日分未満である

場合であつて、その納付された
第一級及び第二級の保険料の合
計額に、保険料の納付日数が七
十八日に達するまで同期間に納
付された第三級の保険料の納付
額を加算した額を二十八で除し
て得た額が二十円以上であると
改める。

十 第十七条の三第一項中「三千円」を
「一千円」に改める。

十一 第十七条の三第一項中「三千円」を
「一千円」に改める。

十二 第十七条の三第一項中「三千円」を
「一千円」に改める。

十三 第十七条の四第一項中「又は家族療養費」
を「、家族療養費」に改め、「配偶者
分べん費」の下に「又は特別療養費」
を加え、同条を第十七条の七とし、
第十七条の三の次に次の三条を加え
る。

(特別療養費)

第十七条の四 次の各号の一に該当
する被保険者でその該当するに至
つた日の属する月の初日から起算
して三箇月(月の初日に該当する
に至つた者については、二箇月)

を経過しないもの又はその被扶養者が、日雇労働者健康保険特別療養費受給票(以下「特別療養費受給票」という。)を第十条第五項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。ただし、当該疾病又は負傷につき、療養の給付又は家族療養費の支給を受けることができるときは、この限りでない。

一 はじめて被保険者手帳の交付を受けた者
二 一箇月間若しくは継続する二箇月間に通算して二十八日分以上又は継続する二箇月ないし六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料が納付されるに至つた月において被保険者手帳に健康保険印紙をちゃんと付すべき余白がなくなり、又はその月の翌月中に第八条第三項の規定により被保険者手帳を返納した後、はじめて被保険者手帳の交付を受けた者
三 前に交付を受けた被保険者手帳(前に二回以上にわたり被保険者手帳の交付を受けたことがある場合においては、最後に交付を受けた被保険者手帳)に健

康保険印紙をちゃんと付すべき余白がなくなつた日又は第八条第三項の規定によりその被保険者手帳を返納した日から起算して一年以上を経過した後に被保険者手帳の交付を受けた者

2 特別療養費受給票は、被保険者の申請により、保険者が交付する。

3 特別療養費受給票の様式及び交付その他の特別療養費受給票に関する必要な事項は、厚生省令で定める。

第十七条の五 特別療養費の支給

は、被保険者が第七条の規定による承認を受けたときは、その承認により被保険者とならないこととなつた日以後、被保険者が第八条第三項の規定により被保険者手帳を返納したときは、返納の日の翌日以後は、行なわない。

2 特別療養費の支給は、第十四条(第十七条第五項において準用する場合を含む。)に規定する期間が経過した疾病又は負傷については、行なわない。

「家族療養費若しくは特別療養費」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 特別療養費の支給は、同一の疾病又は負傷につき、健康保険法、船舶員保険法、国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法又は市町村職員共済組合法の規定によつて、この法律の規定による療養の給付又は家族療養費の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行なわない。

2 被保険者若しくは被保険者であつた者は又は被扶養者の疾病又は負傷及びこれによつて発した病院であつて、療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算して十四条の改正規定の施行前に一年を経過したものに限る療養の

康保険印紙をちゃんと付すべき余白がなくなつた日又は第八条第三項の規定によりその被保険者手帳を返納した日から起算して一年以上を経過した後に被保険者手帳の交付を受けた者

2 特別療養費受給票は、被保険者の申請により、保険者が交付する。

3 特別療養費受給票の様式及び交付その他の特別療養費受給票に関する必要な事項は、厚生省令で定める。

4 第十六条の二第三項の改正規定により被保険者とならないことは、被保険者が第八条第三項の規定により被保険者手帳を返納したときは、返納の日の翌日以後は、行なわない。

5 第十六条の四第一項及び第十七条の三第一項の改正規定の施行前に分娩した被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者に係る分べん費又は配偶者分べん費については、これらの改正規定にかかるわらず、なお従前の例による。

6 改正後の第十七条の四第一項の規定は、同条の規定の施行前に同条各項各号の一に該当するに至つた被保険者でその該当するに至つた日の属する月の初日から起算して同条の規定の施行の際まだ三箇月(月の初日に該当するに至つた者については、二箇月)を経過していないもの及びその被扶養者についても、適用する。

上の場合には第一級、二百八十円以上四百八十円未満の場合は第二級に、三百六十円、第二級にあつては二十円、第三級にあつては八円に相当する額を控除した額」とあるのは「特別療養費受給票の交付」と、第十六条第一項中「療養」は「療養に要する費用の百分の五十に相当する額」と、同条第二項に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額」とあるのは「療養に要する費用の百分の五十に相当する額」とある。ただし書中「現に療養に要した費用の百分の五十に相当する額」と読み替えるものとする。

第十八条第五項中「家族療養費」を「家族療養費若しくは特別療養費」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 特別療養費の支給は、同一の疾病又は負傷につき、健康保険法、船舶員保険法、国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法又は市町村職員共済組合法の規定によつて、この法律の規定による療養の給付又は家族療養費の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行なわない。

2 被保険者若しくは被保険者であつた者は又は被扶養者の疾病又は負傷及びこれによつて発した病院であつて、療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算して十四条の改正規定の施行前に一年を経過したものに限る療養の

(国庫の負担に関する経過措置)
 7 昭和三十六年七月一日に行なわれた療養の給付、同日前に行なれた療養に係る家族療養費の支給、同日前に支給が開始された傷病手当金の支給及び同日前の分娩に係る出産手当金の支給に要する費用についての国庫の負担については、第二十八条第二項の改正規定にかかわらず、なお従前の例によつて改訂する。

(雇労働者健康保険法の一部を改正する法律の一部改正)
 8 日雇労働者健康保険法の一部を改訂する法律(昭和三十三年法律第一百四十九号)の一部を次のように改訂する。
 9 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改訂する。
 (健康保険法の一部改正)
 第四十三条の四第二項中「及被扶養者」を「並ニ被保険者及被扶養者」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)
 10 国民健康保険法(昭和三十三年法律第一百九十二号)の一部を次のように改訂する。
 第六条第五号中「交付を受けた者を経過しない者」を「交付を受けた者の手帳に日雇労働者健康保険印紙をはりつけるべき余白がな

くなるに至るまでの間にある者」に改め、「被保険者とならない期間内にある者及び」の下に「同法第八条第三項の規定により当該日雇労働者健康保険被保険者手帳を返納した者並びに」と加える。

第五十五条に次の二項を加える。

3 第一項の規定による療養の給付は、当該疾病又は負傷につき、日雇労働者健康保険法の規定による特別療養費の支給を受けることができる場合は、行なわない。

理由
 日雇労働者健康保険の給付内容の改善を図るために、特別療養費の制度を設けるほか、療養の給付期間の延長、傷病手当金及び出産手当金の増額等を行なうとともに、保険給付費に対する国庫負担率の引上げ及び保険料の額の合理化の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(この法律の目的)
 第一条 この法律は、社会福祉施設を經營する社会福祉法人その他の者との相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設の職員について退職手当金制度を確立し、もつて社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする。

2 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設を經營する社会福祉法人その他の者で、國及び地方公共団体以外のものをいう。

3 この法律において「職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設の業務に

昭和三十六年四月二十八日
 参議院議長 松野 鶴平
 衆議院議長清瀬一郎殿

社会福祉施設職員退職手当共済法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 退職手当共済契約(第三条—第六条)
- 第三章 退職手当金(第七条—第十四条)
- 第四章 掛金(第十五条—第十七条)
- 第五章 国及び都道府県の補助(第十八条・第十九条)
- 第六章 雜則(第二十条—第二十一条)

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十一条第二項の規定による認可を受けた養老施設、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設

4 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより社会福祉事業振興会(以下「振興会」といふ。)に掛金を納付することを約し、振興会が、その経営者の使用者の職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

5 この法律において「被共済職員」とは、退職手当共済契約の当事者である経営者をいう。

6 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される職員をいう。

7 社会福祉施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の經營者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の經營者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の經營者に使用されたいた職員で引き続き変更後の經營者に使用されるに至つたものは、

8 たゞ、一年未満の期間を定めて使用される者(その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。)を除く。

第二章 退職手当共済契約

(契約の締結)

第三条 振興会は、次の各号に掲げる場合を除いては、退職手当共済契約の締結を拒絶してはならない。

- 一 契約の申込者が第六条第二項の規定により第二号又は第三項の規定により

退職手当共済契約を解除され、その解除の日から起算して六箇月を経過しない者であるとき。

二 契約の申込者が共済契約者であつたことがある者である場合において、その者につき、納付期限をこえてまだ納付されていない掛金(割増金を含む。)があるとき。

三 契約の申込者に使用されている職員につき、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)の規定による退職金共済契約が締結されているとき。

四 前三号に掲げるもののほか、厚生省令で定める正当な理由があるとき。

(契約の成立)

第四条 退職手当共済契約は、振興会が契約の申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

2 退職手当共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なく、

その旨を被共済職員に通知しなければならない。

(被共済職員等の受益)

第五条 被共済職員及びその遺族は、当然退職手当共済契約の利益を受ける。

- 一 契約の解除

第六条 振興会又は共済契約者は、次項から第四項までに規定する場合を除いては、退職手当共済契約を解除することができない。

2 振興会は、次の各号に掲げる場合には、当該退職手当共済契約を解除することができる。

3 退職手当共済契約の解除は、将来に向つてのみ効力を生ずる。

4 振興会は、第一項又は第三項の規定により退職手当共済契約を解除したときは、当該契約に係る被共済職員にその旨を通知しなければならない。

5 退職手当共済契約の解除は、将

したときは、当該退職手当共済契約を解除することができる。

4 共済契約者は、すべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約を解除することができる。

5 退職手当共済契約の解除は、將

十年をこえず、かつ、その退職が自己的都合によらないものである場合における退職手当金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間の年数を乗じて得た額とする。

2 退職した者の被共済職員期間が十年をこえ、二十年までの期間については、一年につき百分の百三十七・五

3 二十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百三十九・五

4 三十年をこえる期間について

は、一年につき百分の百三十九

5 三十年をこえる期間について

は、一年につき百分の百三十九

6 退職した者の被共済職員期間が二十年をこえず、かつ、その退職が自己的都合によらないものである場合における退職手当金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により退職手当共済契約を解除したときは、当該契約に係る被共済職員にその旨を通知しなければならない。

3 退職手当金

(退職手当金の支給)

第七条 振興会は、被共済職員が退職(被共済職員が前条第二号若しくは第二号、第三項又は第三項の規定による退職手当共済契約の解除以外の理由により被共済職員でなくなることをいう。以下同じ。)したときは、

当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

1 退職した者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

2 退職した者が業務上の負傷若しくは疾病により政令で定める程度の重病の状態になつたことにより、又は業務上死亡したことにより退職したものである場合における退職手当金の額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

3 退職した者が業務上の負傷若しくは疾患により政令で定める程度の重病の状態になつたことにより、又は業務上死亡したことにより退職したものである場合における退職手当金の額は、前条の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

4 退職した者が業務上の負傷若しくは疾患により政令で定める程度の重病の状態になつたことにより、又は業務上死亡したことにより退職したものである場合における退職手当金の額は、前条の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

5 退職した者が業務上の負傷若しくは疾患により政令で定める程度の重病の状態になつたことにより、又は業務上死亡したことにより退職したものである場合における退職手当金の額は、前条の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

6 退職した者が業務上の負傷若しくは疾患により政令で定める程度の重病の状態になつたことにより、又は業務上死亡したことにより退職したものである場合における退職手当金の額は、前条の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

7 退職した者が業務上の負傷若しくは疾患により政令で定める程度の重病の状態になつたことにより、又は業務上死亡したことにより退職したものである場合における退職手当金の額は、前条の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

2 退職した者の被共済職員期間については、一年につき百分の百二十五

3 二十年をこえ、二十年までの期間については、一年につき百分の百三十九・五

4 三十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百三十九

5 三十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百三十九

6 三十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百三十九

7 三十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百三十九

8 三十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百三十九

9 三十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百三十九

10 三十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百三十九

11 三十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百三十九

12 三十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百三十九

13 三十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百三十九

14 三十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百三十九

15 三十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百三十九

16 三十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百三十九

17 三十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百三十九

18 三十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百三十九

19 三十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百三十九

20 三十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百三十九

21 三十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百三十九

22 三十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百三十九

三 二十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百八十

四 三十年をこえる期間について

は、一年につき百分の百六十五（遺族の範囲及び順位）

第十一条 第七条の規定により退職手当金の支給を受けるべき同順位の遺族は、

当金の支給を受けるべき遺族は、

次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（届出をしていないが、被共済職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で被共済職員の死亡の当時主としてその収入によつて生活を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、被共済職員の死亡の当時主としてその収入によつて生活を維持していたもの

四 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

五 退職手当金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちには、当該各号に規定する順序による。この場合において、父母については養父母、実父母の順序により、祖父母については養父母の順序により、

母の実父母、実父母の養父母、実父母の順序による。

母の実父母、実父母の養父母、実父母の順序による。

二人以上あるときは、退職手当金は、その人數によつて等分して支給する。

（被共済職員期間の計算）

第十二条 被共済職員期間を計算する場合には、月によるものとし、

その者が被共済職員となつた日の属する月から被共済職員でなくなつた日の属する月までの期間をこれに算入する。

二 前項の場合において、その者が被共済職員となつた日の属する月から被共済職員でなくなつた日の属する月までの期間のうち、その者が当該社会福祉施設の業務に従事した日数が十日以下である月があるときは、その月は、同項の規定にかかるわらず、被共済職員期間に算入しない。

三 被共済職員が業務上負傷又は疾病にかかり、療養のために当該社会福祉施設の業務に従事しなかつた期間並びに女子である被共済職員が出産前六週間及び出産後六週間において当該業務に従事しなかつた期間は、前項の規定によつて計算した被共済職員期間を合算する。

四 当該業務に従事したもののみなす。す。

4 被共済職員が被共済職員でなくなつた日の属する月にさらに被共済職員となつた場合において、その月がその被共済職員でなくなつたことによつて支給される退職手当金の基礎となつているときは、その月は、第一項の規定にかかるわらず、その被共済職員となつた後の期間に係る被共済職員期間に算入しない。

（支払の差止め）

第十三条 振興会は、退職した被共済職員をその退職時まで使用していた共済契約者が、当該退職の日間に算入しない。

5 引き続き一年以上被共済職員であつた者が、第六条第二項第二号若しくは第三号、第三項又は第四項の規定によつて退職手当共済契約が解除されたことにより被共済職員でなくなつた場合において、その者が、被共済職員でなくなつた日から起算して一箇月以内にさらに被共済職員となり、引き続き一年以上上被共済職員であつたときは、第一項の規定の適用については、その者は、その間引き続き被共済職員であつたものとみなし、その者が、被共済職員でなくなつた日から起算して一箇月をこえ、同日から起算して五年以内にさらに被共

算すべき場合には、合算後の被共済職員期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

（掛金の納付）

第十五条 共済契約者は、毎事業年度、振興会に掛金を納付しなければならない。

2 掛金は、退職手当金の支給に要する費用に充てられるべきものとし、その額は、政令で定める。

（納付期限）

第十六条 每事業年度に納付すべき掛金の納付期限は、当該事業年度の五月三十一日とする。ただし、新たに退職手当共済契約が締結された場合における当該契約の申込みの日又はその承諾の日が属する事業年度分の掛金にあつては、振興会が当該契約の申込みを承諾した日から起算して二箇月を経過する日とする。

2 振興会は、災害その他やむを得ない理由により掛金の納付義務者が掛金をその納付期限までに納付することができないと認めるときには、その納付期限を延長することができる。

（譲渡等の禁止）

第十七条 振興会は、掛金の納付義務者が掛金をその納付期限までに納付しなかつたときは、その納付義務者に対し、割増金を請求することができる。

2 割増金の額は、掛金の額百円につき一日六銭の割合で納付期限の

翌日から納付の日の前日までの日数によつて計算した額をこえることができない。

第五章 国及び都道府県の補助

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、次の各号に掲げる経費を補助することができる。

- 一 退職手当金の支給に要する費用の三分の一以内
- 二 振興会の事務に要する費用

(都道府県の補助)

第十九条 都道府県は、毎年度、当該都道府県の予算の範囲内において、振興会に対し、退職手当金の支給に要する費用の一部を補助することができる。

(時効)

第二十条 退職手当金の支給を受けた権利及び掛金を請求し、又はその返還を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(届出)

第二十一条 共済契約者は、厚生省令の定めるところにより、被共済職員の異動、業務に従事した日数その他厚生省令で定める事項を振興会に届け出なければならない。

(記録の作成及び保存)

第二十二条 共済契約者は、その使用する被共済職員ごとに、従業の状況その他厚生省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 共済契約者は、前項の記録を、その作成の日から起算して一年間、保存しなければならない。

(立入検査)

第二十三条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員をして、社会福祉施設又は経営者の事務所に立ち入りて、被共済職員若しくは掛金に関する事項について関係人に質問させ、又はこれらの事項に関する帳簿類を検査させることができる。

2 前項の規定によつて質問及び検査を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

- 1 第二十二条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 2 第二十二条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反した者
- 3 第二十三条第一項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(原簿)

第二十五条 振興会は、被共済職員に関する原簿を備え、これに被共済職員の氏名、被共済職員期間その他厚生省令で定める事項を記録しなければならない。

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。ただし、第四章の規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四号の次に次の二号を加える。

第三号の後に「社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第一号）」を施行すること。

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四号の次に次の二号を加える。

第三号の後に「社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）」を施行すること。

3 社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

1 第一条中「社会福祉法人に対し」を「社会福祉法人に対する」に、「資金を融通し」を「資金の融通」に、「社会福祉事業に関する」に、「助成を行なうとともに、社会福祉施設職員退職手当共済制度を運営し」に改める。

2 第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の

され、八木一男君より趣旨の説明がありました。

その要旨の第一は、保険料の等級区分、賃金日額四百八十円以上の者は

第一級とし、四百八十円未満の者は第二級とすること、第二は、保険料日額を、第一級は二十六円、第二級は二十円とすること、第三は、傷病手当金の支給期間を二十二日とすること、第四

は、傷病手当金及び出産手当金の支給額を、第一級三百三十円、第二級二百四十円とすることとあります。

次いで、採決の結果、本案は全会一致で修正議決すべきものと議決いたしました。

致修正議決すべきものと議決いたした

百四十円とすることとあります。

次いで、採決の結果、本案は全会一致で修正議決すべきものと議決いたしました。

致修正議決すべきものと議決いたした

百四十円とすることとあります。

次に、社会福祉施設職員退職手当共済法について申し上げます。

社会福祉事業の一翼をなしている民間社会事業施設で働く職員の待遇改善法案について申し上げます。

度を新たに設け、これら職員の身分を安定し、よって民間社会福祉事業の振興をはかるうとするのが、本案提出の理由であります。

そのおもなる内容について申し上げますと、

まず、第一に、退職手当金は、退職施設に勤務する職員が一年以上勤めて退職したときに、振興会が直接退職者に支給することとし、退職手当金の額

は、退職者の勤務年数及び退職理由に応じて定めることとしております。

第二に、退職手当金の支給に要する費用は、経営者が掛金を振興会に納付し、国と都道府県は振興会に対しして高率の補助を行ない、振興会の事務費は国が全額補助することといたしております。

第三は、退職手当金の確実な支給を保障するために、業務は特殊法人であり、社会福祉事業振興会に行なわせることといたし、所要の改正を行なわんといたします。

本法案は、四月二十八日当委員会に付託され、本月十九日の委員会において採決の結果、全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたした次第であります。

最後に、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法は、昭和二十七年に制定されて、障害年金、遺族年金等の支給の道が開かれ、その後数次の改正によりまして、援護の強化と受給者相互間の公平がはかられて参ったのであります。

なお若干の不均衡が残っておりますので、別途本国会に提案された恩給法等の一部改正案と関連して、今回本法案が提出されたのであります。

本改正の第一は、旧国家総動員法に

の有給軍属として内地等で勤務している間に、業務上の災害を受けて不具廃疾または死亡した場合には、その者を

準軍属として取り扱い、本人またはその遺族が旧令による共済組合等の特別

措置法による年金を受けていない場合には、障害年金または遺族給与金を支給すること、第二は、死亡した軍人、軍属等が旧民法にいう入夫婚姻であった場合、その者の妻の父母を、遺族年金または遺族給与金の支給を受けるべき遺族の範囲に加えること、第三は、

第四項症以下の障害年金等を増額することであります。

本法案は、三月三日当委員会に付託され、本二十三日の委員会において採決の結果、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたした次第であります。

本法案は、三月三日当委員会に付託され、本二十三日の委員会において採決すべきものと議決いたした次第であります。

本法案は、三月三日当委員会に付託され、本二十三日の委員会において採決すべきものと議決いたした次第であります。

本法案は、三月三日当委員会に付託され、本二十三日の委員会において採決の結果、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたした次第であります。

括して採決いたします。

円に、「九十円」を「百六十円」に改め、同条第三項中「十四日」を「二十二日」に改める。

第十六条の五第二項の改正に関する部分を次のよう改める。

「三百三十円」に、「百四十円」を「二百四十円」に、「百三十円」を「二百

十円」に、「九十円」を「百六十円」に改める。

第三十条の改正規定を次のよう改める。

第三十条の改正規定を次のよう改める。

「四百八十円」に、「二十二円」を「二十六円」に、「十八円」を「二十円」に改め、同条第二項を次のよう改める。

両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第一及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案の両案を括して採決いたします。

両案中、日程第二の委員長の報告は可決されました。両案を委員長報告の通り改めます。

第三十条の改正規定を次のよう改めます。

第三十条の改正規定を次のよう改めます。

「四百八十円」に、「二十二円」を「二十六円」に、「十八円」を「二十円」に改め、同条第二項を次のよう改めます。

括して採決いたします。

望みます。

○副議長(久保田鶴松君) 田邊國男君
の動議に御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○副議長(久保田鶴松君) 御異議なし
と認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第四、公共用地の取得に関する

特別措置法案、建築基準法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

日程第四、公共用地の取得に関する

特別措置法案、建築基準法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

右

国会に提出する。

昭和三十六年四月十二日

内閣總理大臣 沢田 勇人

公共用地の取得に関する特別措

置法

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定公共事業の認定(第

三条・第十一条)

第三章 土地の収用又は使用に關

する特則

第一節 事業の認定(第十二

条・第十三条)

第二節 土地細目の公告(第十

四条・第十六条)

第三節 裁決及び損失の補償

(第十七条・第三十八

条)

第四節 土地取用法による事業

の認定を受けている事

業及び都市計画事業

(第三十九条・第四十

一条)

第四章 雜則(第四十一条・第五

十条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、土地等を取用し、又は使用することができる事業のうち、公共の利害に特に重大な關係があり、かつ、緊急に施行することを要する事業に必要な土地等の取得に關し、土地取用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の特例等について規定し、これらの事業の円滑な遂行と土地等の取得に伴う損失の適正な補償の確保を図ることを目的とする。

(昭和二十六年法律第二百十九号)

の事業の円滑な遂行と土地等の取

得に伴う損失の適正な補償の確保

することを目的とする。

(特定公共事業)

第二条 この法律において「特定公

共事業」とは、土地取用法第三条各号の一に該当するものに関する

事業又は都市計画法(大正八年法

律第三十六号)第十六条第一項に規定する都市計画事業のうち、次

の各号の一に該当するものに関する

事業で、起業者が第七条(第四

十五条)において準用する場合を含む。)の規定による建設大臣の認定を受けたものをいう。

一 高速自動車国道若しくは一般国道又は二級国道のうち政令で定める主要な区間

二 日本国鉄道が設置する幹線鉄道のうち政令で定める主要な

区間

三 第一種空港

四 都の特別区の存する区域又は人口五十万以上の市の区域における交通の混雑を緩和するため

整備することを要する道路、駅前広場、鉄道又は軌道で政令で定める主要なもの

五 公衆電気通信役務に対する需

要の急激な増加に対応するため整備することを要する電話施設

のうち、都の特別区の存する区

域若しくは人口五十万以上の市

の区域に設置する政令で定める主要な施設又は政令で定める主

要な市外電話幹線路の中継施設

のうち、都の特別区の存する区

域若しくは人口五十万以上の市

の区域に設置する政令で定める主要な施設又は政令で定める主

要な市外電話幹線路の中継施設

のうち、都の特別区の存する区

域若しくは人口五十万以上の市

の区域に設置する政令で定める主要な施設又は政令で定める主

要な市外電話幹線路の中継施設

のうち、都の特別区の存する区

域若しくは人口五十万以上の市

第三条 起業者は、特定公共事業の認定を受けようとするときは、あ

る事業のため欠くことのない通路、橋、鉄道、軌道、

索道、電線路、水路、池井、土

石の捨場、材料の置場、職務上

常駐を必要とする職員の詰所又

は宿舎その他の施設

八 前各号の一に掲げるものに關する事業のために欠くことのない

電気事業のための電線路、送電変

電施設で政令で定める主要なも

の

九 前各号の一に掲げるものに關する事業のための電線路、送電変

電施設で政令で定める主要なも

の

十 前各号の一に掲げるものに關する事業のための電線路、送電変

電施設で政令で定める主要なも

の

十一 前各号の一に掲げるものに關する事業のための電線路、送電変

電施設で政令で定める主要なも

の

十二 前各号の一に掲げるものに關する事業のための電線路、送電変

電施設で政令で定める主要なも

の

十三 前各号の一に掲げるものに關する事業のための電線路、送電変

電施設で政令で定める主要なも

の

十四 前各号の一に掲げるものに關する事業のための電線路、送電変

電施設で政令で定める主要なも

の

十五 前各号の一に掲げるものに關する事業のための電線路、送電変

電施設で政令で定める主要なも

の

十六 前各号の一に掲げるものに關する事業のための電線路、送電変

電施設で政令で定める主要なも

の

十七 前各号の一に掲げるものに關する事業のための電線路、送電変

電施設で政令で定める主要なも

の

十八 前各号の一に掲げるものに關する事業のための電線路、送電変

電施設で政令で定める主要なも

の

十九 前各号の一に掲げるものに關する事業のための電線路、送電変

電施設で政令で定める主要なも

の

二十 前各号の一に掲げるものに關する事業のための電線路、送電変

電施設で政令で定める主要なも

の

二十一 前各号の一に掲げるものに關する事業のための電線路、送電変

電施設で政令で定める主要なも

の

二十二 前各号の一に掲げるものに關する事業のための電線路、送電変

電施設で政令で定める主要なも

の

第四節 都道府県知事及び市町村長(都

の特別区の存する区域にあつて

は、特別区長)は、前項の起業者

に対し、事業の用に供する土地の

取得について協力しなければなら

ない。

(特定公共事業の認定の申請)

第四条 起業者は、特定公共事業の認定を受けようとするときは、建設省令で定める様式に従い、次に

掲げる事項を記載した特定公共事

業認定申請書を建設大臣に提出し

なければならぬ。

二 設省令で定める様式に従い、次に

掲げる事項を記載した特定公共事

業認定申請書を建設大臣に提出し

なければならない。

一 起業者の名称

二 事業の種類

三 起業地

四 特定公共事業の認定を申請する理由

五 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 事業計画書

二 起業地及び事業計画を表示する図面

三 起業地内に土地取用法第四条に規定する土地があるときは、その土地に関する調査、図面及

び当該土地の管理者の意見書

四 起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行に

ついて権限を有する行政機関の

意見書

五 事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたことを証明する書類又は当該行政機関の意見書

六 前条第一項の規定により講じた措置の経過説明書

3 前項第三号から第五号までに掲げる意見書は、起業者が意見を求めた日から三週間を経過してもこれを得ることができなかつたときは、添附することを要しない。この場合においては、意見書を得る

ことができなかつた事情を陳明する書面を添附しなければならぬ。

(手数料)

第五条 前条第一項の規定によつて、特定公共事業の認定を申請する者は、二万円をこえない範囲内におい。

し、これらの者が國又は都道府県であるときは、この限りでない。

(特定公共事業認定申請書の欠陥の補正及び却下)

第六条 第四条の規定による特定公共事業認定申請書及びその添附書類が同条に基づく建設省令に規定する方式を欠くときは、建設大臣は、相当な期間を定め

て、その欠陥を補正させなければならぬ。前条の規定による手数料を納めないときも、同様とす

る。

2 起業者が前項の規定により欠陥の補正を命ぜられたにかかわらず、その定められた期間内に欠陥の補正をしないときは、建設大臣は、特定公共事業認定申請書を却下しなければならない。

(特定公共事業の認定の要件)

第七条 建設大臣は、申請に係る事業が次の各号のすべてに該当するときは、公共用地審議会の議を経て、特定公共事業の認定をすることができる。

一 事業が土地収用法第三条各号の一に該当するものに関する事

業又は都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業のうち、第二条各号の一に該当するものは、二万円をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。ただ

し、これらのが國又は都道府

県であるときは、この限りでない。

二 起業者が当該事業を遂行する

ものに関するものであること。

三 事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。

四 事業が公共の利害に特に重大な関係があり、かつ、緊急に施行することを要するものであること。

(特定公共事業の認定の手続)

第八条 土地収用法第二十一条から第二十五条までの規定は、特定公

共事業の認定を行なう場合に準用する。この場合において、同法第

二十一条第一項中「第十八条第三項」とあるのは「公共用地の取

得に関する特別措置法第四条第三項」と、同法第二十四条第一項中「第

二十一条」とあるのは「公共用地の取

得に関する特別措置法第七条」と

第九条 市町村長(土地収用法第百四十条の規定が適用される場合に

おいては、各場合に応じて、それ

ぞれ、特別区長、市の区長又は町

村組合の管理者。以下この条及び

第十八条において同じ。)が前条に

おいて準用する同法第二十四条第一項の書類を受け取つた日から二

週間を経過しても、前条において

規定による手続を行なわないとき

は、起業地を管轄する都道府県知事は、起業者の申請により、当該

市町村長に代わつてその手続を行

なうことができる。

2 前項の規定により、都道府県知

事が市町村長に代わつて手続を行

なうとするときは、あらかじ

め、その旨を当該市町村長に通知

しなければならない。

3 前項の規定による都道府県知事の通知を受けた後においては、市町村長は、当該事件につき、前条において準用する土地収用法第二十四条第二項の規定による手続を行なうことができない。

(特定公共事業の認定の告示)

第十条 建設大臣は、第七条の規定

によつて特定公共事業の認定をし

たときは、遅滞なく、その旨を起

業者に文書で通知するとともに、

起業者の名称、事業の種類及び起

業地を官報で告示しなければなら

ない。

2 建設大臣は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、関係

都道府県知事にその旨を通知しな

ければならない。

3 特定公共事業の認定は、第一項の規定による告示があつた日から

二十九条又は第三十条第四項の規

定によりその効力を失つたとき

は、特定公共事業の認定も、将来

に向かつて、その効力を失う。

(事業の認定の失効)

第十三条 特定公共事業について

は、土地収用法第二十九条中「三

年」とあるのは、「一年」とする。

(第二節 土地細目の公告)

第十四条 特定公共事業について

は、土地収用法第三十一条第二項

の規定は、第十二条第一項の規定

によりあつたものとみなされた同

法第二十条の規定による事業の認

定が同法第二十九条の規定により

その効力を失う前二週間ににおいて

は、適用しない。

(土地調査及び物件調査の作成)

第十五条 特定公共事業の起業者

は、土地所有者、関係人その他の

者が正当な理由がないのに土地收

用法第三十五条第一項の規定による同法第三十六条第一項に規定する土地調査又は物件調査の作成のための立入りを拒み、又は妨げたため、同法第三十五条第一項の規定による測量又は調査をすることが著しく困難であるときは、他の方法により知ることができ程度でこれらの調査を作成すれば足りるものとする。この場合においては、調査にその旨を附記しなければならない。

(土地細目の公告の失効等)
第十六条 特定公共事業においては、土地収用法第三十九条、第四十一条及び第一百六十二条第一項中「一年」とあるのは、「六月」とする。

第三節 裁決及び損失の補償

(裁決申請書)
第十七条 第十五条に規定する場合においては、土地収用法第四十二条第一項第二号の書類に記載すべき同号ロに掲げる事項のうち、収用し、又は使用しようとする土地の面積以外の事項については、同法第三十五条第一項の規定による方法以外の方法により知ることができ程度で記載すれば足りるものとする。この場合においては、その書類にその旨を附記しなければならない。

(裁決申請書の継続)
第十八条 第九条の規定は、市町村長が特定公共事業に係る土地収用法第四十四条第一項の書類を受け取った日から二週間を経過しても同条第二項の規定による手続を行なわない場合に準用する。この場合において、同条第一項中「起業地」とあるのは、「裁決の申請に係る土地」と読み替えるものとする。

2 都道府県知事は、収用委員会に対して前項の規定により土地収用法第四十四条第二項の規定による公衆の縦覧に供しなければならない書類の送付を求めることができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定により土地収用法第四十四条第二項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、公告の日を収用委員会に通知しなければならない。

(裁決の執行)
第十九条 特定公共事業においては、土地収用法第四十二条第一項第二号の書類に記載すべき同号ロに掲げる事項のうち、収用し、又は使用しようとする土地の面積以外の事項については、同法第三十五条第一項の規定による方法以外の方法により知ことができ程度で記載すれば足りるものとする。この場合においては、土地収用法第四十八条第一項においては、土地収用法第四十二条第一項第二号の書類に記載すべき同号ロに掲げる事項のうち、収用し、又は使用しようとする土地の面積以外の事項については、同法第三十五条第一項の規定による方法以外の方法により知ことができ程度で記載すれば足りるものとする。この場合においては、その書類にその旨を附記しなければならない。

(被徴用者による申立て)
第二十条 収用委員会は、特定公共事業に係る収用又は使用の裁決が

遅延することによって事業の施行に支障を及ぼすおそれがある場合において、起業者の申立てがあつたときは、土地収用法第四十八条第一項各号に掲げる事項のうち、損失の補償に関するものでまだ審理を尽くしていないものがある場合においても、同項の規定による裁決をすることができる。

(被徴用者の権利)
第二十二条 第二十条第一項の規定による申立てに係る土地にある物件の所有者は、その物件の収用を請求することができる。

(緊急裁決前措置)
第二十五条 収用委員会は、緊急裁決をしようとするときは、あらかじめ、収用後又は使用後においても補償金額を適正に算定すること

ができるよう、土地及び物件の状況について必要な調査をしておかなければならぬ。ただし、土地所有者、関係人その他の者が正当な理由がないのにその調査を拒み、又は妨げたときは、この限りでない。

(緊急裁決)
第二十六条 収用委員会は、緊急裁決をする場合において、損失の補償の義務の履行を確保するため必要があると認めるときは、起業者が担保を提供しなければならない旨の裁決をすることができる。

(被徴用者の権利)
第二十七条 土地収用法第八十三条第四項から第七項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「工事」を完了したものは「損失の補償の義務」を履行」と、同条第五項中「耕地の造成による損失の補償の義務」と読み替えるものとする。

昭和三十六年五月二十三日 衆議院会議録第四十四号 公共用地の取得に関する特別措置法案外一案

2 前項ただし書に規定するもののほか、なお審理を要すると認める

(被徴用者の権利)
第二十三条 第二十条第一項の規定による申立てに係る土地の住用に供してい建物がある場合において、その建物の住居者が仮住居を必要とするときは、仮住居を必要とするときは、仮住居に要する費用に充てるべき補償金に代えて、起業者が仮住居を提供することを収用委員会に要求することができる。

(被徴用者の権利)
第二十四条 収用委員会は、前二条の規定により請求又は要求をすることができる者に対し第二十条第三項の規定による通知をするときは、あわせて土地収用法第六十五条第一項第一号の規定に基づき、それらの請求又は要求について一定の期限までに意見書を提出すべき旨を命じなければならない。この場合において、その期限は、通知の到達した日から二週間を経過した日以後でなければならない。

(被徴用者の権利)
第二十五条 収用委員会は、緊急裁決をしようとするときは、あらかじめ、収用後又は使用後においても補償金額を適正に算定すること

ができるよう、土地及び物件の状況について必要な調査をしておかなければならぬ。ただし、土地所有者、関係人その他の者が正当な理由がないのにその調査を拒み、又は妨げたときは、この限りでない。

(被徴用者の権利)
第二十六条 収用委員会は、緊急裁決をする場合において、損失の補償の義務の履行を確保するため必要があると認めるときは、起業者が担保を提供しなければならない旨の裁決をすることができる。

(被徴用者の権利)
第二十七条 土地収用法第八十三条第四項から第七項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「工事」を完了したものは「損失の補償の義務」を履行」と、同条第五項中「耕地の造成による損失の補償の義務」と読み替えるものとする。

昭和三十六年五月二十三日 衆議院会議録第四十四号 公共用地の取得に関する特別措置法案外一案

2 前項ただし書に規定するもののほか、なお審理を要すると認める

(仮補償金の払渡し等)

第二十七条 第二十二条第一項ただし書の規定による仮補償金は、土地収用法第九十五条第一項及び第二項(第三号を除く)、第九十九条第三項及び第四項、第一百条並びに第一百四条の規定の適用については、同法第四十八条第一項の規定による裁決に係る補償金とみなす。

(担保の供託)

第二十八条 緊急裁決があつた場合においては、土地収用法第九十六条中「第八十四条第三項」とあるのは、「第八十四条第三項及び公共用地の取得に関する特別措置法第二十六条第二項」とする。

(仮住居の提供)

第二十九条 起業者は、第二十三条第二項の規定に基づく仮住居の提供を裁決で定められた提供期間の始期までにしなければならない。

2 起業者は、第二十三条第二項の規定に基づく仮住居の提供を受けるべき者が仮住居への入居を拒んだときは、建設省令で定めるところにより、その仮住居が裁決で定められた条件に適合し、かつ、相委員会の確認を受けなければならぬ。

3 起業者から裁決で定められた提供期間の始期までに仮住居の提供

を受けなかつた者又は仮住居への入居を拒んだ者が居住の用に供している建物については、それぞれ、その提供を受けるまで又は前項の確認があるまでは、土地収用法第九十八条の規定は、適用しない。

第二十九条 第二十二条第一項ただし書の規定による仮補償金は、土地収用法第九十五条第一項及び第二項(第三号を除く)、第九十九条第三項及び第四項、第一百条並びに第一百四条の規定の適用については、同法第四十八条第一項の規定による裁決に係る補償金とみなす。

第三十条 収用委員会は、損失の補償に関する事項で緊急裁決の時までに審理を尽くさなかつたものについては、なお引き続き審理し、通常なく裁決しなければならない。

2 前項の規定による裁決(以下「補償裁決」という。)に関しては、この法律に特別の定めのあるものを除き、土地収用法中同法第四十八条第一項の規定による裁決に関する規定の適用があるものとする。ただし、同法第七章の規定は、補償裁決のうち、その裁決で認められた同法第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による請求に基づく収用に係る部分に関するのみ適用があるものとする。

(清算)

第三十二条 土地所有者又は関係人は、仮補償金に対し土地収用法第一百四条の規定による権利を有する者は、仮補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その他の給付をすべき旨の要求をすることができない。

第三十三条 補償裁決で定められた補償金額と緊急裁決で定められた仮補償金の額とに差額があるとき、及び補償裁決により補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その他の給付をすべき旨の要求をすることができる。

第三十四条 補償裁決においては、起業者が裁決に基づく義務の履行を怠った場合に支払うべき過怠金を定めることができる。

第三十五条 先取特権、質権又は抵当権の目的物が収用され、又は使用された場合において、補償裁決で定められた補償金額が緊急裁決で定められた仮補償金の額をことわざることはない。

第三十六条 起業者が補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その他の給付をすべき場合において、土地所有者又は関係人は、仮補償金額と緊急裁決で定められた仮補償金の額との差額につき、収用又は使用の時期から前項の規定

の裁決の時の価格によつて算定して補償しなければならない。

(土地収用法第百四条の規定による権利者がある場合の替地等の要求)

第三十二条 土地所有者又は関係人は、仮補償金に対し土地収用法第一百四条の規定による権利を有する者は、仮補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その他の給付をすべき場合において、土地所有者又は関係人が第三十三条の規定により支払により算定した利息を支払わなければならない。

第三十三条 補償裁決においては、起業者は、仮補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その他の給付をすべき場合において、土地所有者又は関係人は、相手方がその義務を履行するまでは、自己の義務の履行を拒むことができる。

第三十四条 補償裁決においては、起業者が裁決に基づく義務の履行を怠つた場合に支払うべき過怠金を定めなければならない。

(強制執行)

第三十五条 補償裁決に対する土地収用法第百三十三条规定による訴の提起がなかつたときは、その裁決は、第三十三条の規定による清算金及び利息又は第三十一条第二項ただし書に規定するものを除き、前条の規定による清算金及び利息の額並びに裁決に基づく起業者、土地所有者又は関係人の義務を履行すべき期限を定めなければならない。

第三十六条 起業者が補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その他の給付をすべき旨の要求をするときは、これを請求する権利の強制執行に関する訴の提起がなかつたときは、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百五十九条第三号の規定による債務名義となす。

第三十七条 補償裁決に対する土地収用法第百三十三条规定による訴の提起がなかつたときは、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百五十九条第三号の規定による債務名義となす。

第三十八条 特定公共事業の用に供する土地にある建物の所有者は、その建物が収用される場合において、土地収用法第八十二条第一項の規定による要求をするときは、その建物に対する補償金の全部又

(同時履行)

第三十六条 起業者が補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その他の給付をすべき場合において、土地所有者又は関係人は、仮補償金額と緊急裁決で定められた仮補償金の額との差額につき、収用又は使用の時期から前項の規定

によつて算定して補償しなければならない。

第三十七条 補償裁決に対する土地収用法第百三十三条规定による訴の提起がなかつたときは、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百五十九条第三号の規定による債務名義となす。

第三十八条 特定公共事業の用に供する土地にある建物の所有者は、その建物が収用される場合において、土地収用法第八十二条第一項の規定による要求をするときは、その建物に対する補償金の全部又

の受ける対價と相まつて実施されることを必要とする場合においては、生活再建又は環境整備のための措置で次の各号に掲げるもの実施のあつせんを都道府県知事に申し出ることができる。

一 宅地、開発して農地とすることが適当な土地その他の土地の取得に出ることができる。

二 住宅、店舗その他の建物の取得に關すること。

三 職業の紹介、指導又は訓練に關すること。

四 他に適当な土地がなかつたため環境が著しく不良な土地に住居を移した場合における環境の整備に關すること。

2 前項の規定による申出は、政令で定めるところにより、書面でなければならぬ。

3 都道府県知事は、第一項の規定による申出があつた場合において、その申出が相当であると認めなればならない。

4 特定公共事業の認定に關する事項を審議させるため、建設省の附屬機関として公共用地審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第四十九条 審議会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣の承認を得て建設大臣が任命する。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

5 審議会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

(政令への委任)

第五十条 この法律に規定するもののはか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項その他の法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三十二号)の一部を次のように改め。

第十条第一項の表中公共用地取得制度調査会の項を次のように改める。

公共用地	関する特別の取得に (昭和三十六年法律第百三十二号)に基づく特定公共事業の認定に関する事項
審議会	を審議すること。

第二十二条 公共用地審議会は、第一項に規定する事項のほか、昭和三十七年三月三十一日までの間に限り、建設大臣の諮問に応じて公共用地の取得に伴う損失の補償の基準その他の公共用地取得制度に関する重要な事項を調査審議し、又は当該事項について建設大臣に意見を述べることができる。

4 特定公共事業を施行する者は、特定公共事業を作成するものとする。

5 特定公共事業を施行する者は、特定公共事業のうち、特定公共事業に必要な土地等を提供する者に

この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対しに伴う損失の適正な補償の確保を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第二十四条第一号中、「公衆浴場」又は自動車車庫を「又は公衆浴場」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

第二章第四節中第五十九条の次に二 自動車車庫の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルをこえるもの

(特定街区)

第五十九条の二 建設大臣は、都市計画上市街地の整備改善を図るために必要があると認める場合には、住宅地区改良法(昭和三十年法律第八十四号)第二条第三項に規定する改良地区、防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第号)第二条第三号に規定する防災建築街区その他その土地の区域において建築物及びその敷地の整備が行なわれる地区又は街区について、都市計画法の定める手続により、都市計画の施設として、その街区ににおける建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定めて、別表第五の欄の各

第三章第四節中第五十九条の次に二 自動車車庫の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルをこえるもの

(特定街区)

第五十九条の二 建設大臣は、都市計画上市街地の整備改善を図るために必要があると認める場合には、住宅地区改良法(昭和三十年法律第八十四号)第二条第三項に規定する改良地区、防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第号)第二条第三号に規定する防災建築街区その他その土地の区域において建築物及びその敷地の整備が行なわれる地区又は街区について、都市計画法の定める手続により、都市計画の施設として、その街区ににおける建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定めて、別表第五の欄の各

第三章第四節中第五十九条の次に二 自動車車庫の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルをこえるもの

(特定街区)

第五十九条の二 建設大臣は、都市計画上市街地の整備改善を図るために必要があると認める場合には、住宅地区改良法(昭和三十年法律第八十四号)第二条第三項に規定する改良地区、防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第号)第二条第三号に規定する防災建築街区その他その土地の区域において建築物及びその敷地の整備が行なわれる地区又は街区について、都市計画法の定める手続により、都市計画の施設として、その街区ににおける建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定めて、別表第五の欄の各

この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対しに伴う損失の適正な補償の確保を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第二十四条第一号中、「公衆浴場」又は自動車車庫を「又は公衆浴場」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

第二章第四節中第五十九条の次に二 自動車車庫の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルをこえるもの

(特定街区)

第五十九条の二 建設大臣は、都市計画上市街地の整備改善を図るために必要があると認める場合には、住宅地区改良法(昭和三十年法律第八十四号)第二条第三項に規定する改良地区、防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第号)第二条第三号に規定する防災建築街区その他その土地の区域において建築物及びその敷地の整備が行なわれる地区又は街区について、都市計画法の定める手続により、都市計画の施設として、その街区ににおける建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定めて、別表第五の欄の各

- 項に掲げる特定街区を指定することができる。
- 2 第四十八条第二項の規定は、前項の規定による指定をする場合に準用する。この場合において、関係市町村の申出は、政令で定める利害関係を有する者の同意を得るものとする。
- 3 別表第五(イ)欄の各項に掲げる特定街区においては、建築物の延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)の敷地面積に対する割合は、同表(イ)欄の当該各項に掲げる限度以下でなければならぬ。
- 4 別表第五(イ)欄の各項に掲げる特定街区においては、第一項の規定により定められた高さをこえて建築物を建築し、又は建築物の地盤面下の部分及び建設大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものを除き、同項の規定により定められた壁面の位置の制限に反して建築物の壁若しくはこれに代わる柱を建築してはならない。
- 5 別表第五(イ)欄の各項に掲げる特定街区の内については、前六条の規定は、適用しない。
- 第三章第五節中第六十七條の次に次の二条を加える。

- (第三十八条の準用)
- 第六十七条の二 第三十八条の規定は、予想しない特殊の建築材料又は構造方法を用いる建築物に対するこの節の規定又はこれに基づく命令の規定の適用について準用する。
- 第六十九条中「構造」の下に「用途」を加える。
- 第八十六条第一項中「第五十八条」の下に「第五十九条の二第三項」を加える。
- 第九十八条中「第十項」の下に「前段」を加える。
- 第九十九条第一項第三号中「第十一条第一項又は」を「第九条第十項後段(第八十八条第一項若しくは第三項又は第九十条第三項において準用する場合を含む)又は第十条第一項若しくは」に改め、同項第五号中「第五十八条第一項」の下に「第五十九条の二第三項若しくは第四項」を加える。
- 別表第一(イ)欄四項中「展示場」の下に「、キャバレー、カブエー、ナイトクラブ、バー」を加え、同欄内項中「自動車車庫」の下に「又は自動車修理工場」を加える。
- 別表第二(イ)項第二号中「印刷所」の下に「及び作業場の床面積の合計が三百平方メートルをこえない自動車修理工場」を加える。
- 別表第四の次に次の表を加える。

(別表第五 特定街区の種別及び特定街区の建築物の制限)

特定街区の種別	延べ面積の敷地面積に対する割合
第一種特定街区	十分の十以下
第二種特定街区	十分の二十以下
第三種特定街区	十分の三十以下
第四種特定街区	十分の四十以下
第五種特定街区	十分の五十以下
第六種特定街区	十分の六十以下

〔加藤高藏君登壇〕

○加藤高藏君

たゞ議題となりました。公法案について、建設委員会において六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

- (施行期日)
(罰則に関する経過措置)

- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

(都市計画法の一部改正)

- 3 都市計画法の一部を次のように改正する。
- 第十条第一項中「又ハ地区」を「地区又ハ街区」に改める。

- 副議長(久保田鶴松君) 委員長の報告を求めます。建設委員長加藤高藏君。

〔報告書は会議録に掲載〕

- なわち、第一に、本法案の適用を受ける事業の範囲は極力これを限定し、公益事業のうち、特に公共性と緊急性の高い道路、鉄道、空港、通信、治水、利水、電力等の一端について、建設大臣が新たに設置される公共用地審議会に諮問して認定したものに限ることとしてあります。
- 第二に、これらの特定公共事業の円滑なる執行をはかる措置として、起業者は関係地元住民等に事前に事業内容と緊急性について十分周知徹底をはかるべきことを義務づけ、収用手続の実施をはかる措置としては、事業認定及び土地細目公告の有効期間を短縮し、事業認定または裁決申請書の縦覧を市町村長が怠った場合には都道府県知事が代行できることとし、土地調査入りを拒否または妨害された場合の特例等について所要の措置を講じておられます。また、収用委員会の裁決が遅延する事態の発生を防ぐため、市町村長が立候補は緊急を要する問題であります。また、収用委員会の裁決が遅延して事業の執行に支障を及ぼすおそれのあると認められる場合には、補償額の確定を待たずに、概算見積もりによる仮償金を定める緊急裁決を行なつて土地等の収用、使用ができる制度を新設し、その緊急裁決にあたっては、収用委員会が収用後または使用後においても補償額を適正に算定することができるよう所要の措置を講ずることを義務づけ、必要があれば担保の提供を命
- 度調査会を設置して諸問を行ない、その答申を基礎として、新たに現行土地収用法の特例として本法案が提案されたのであります。その要旨は次の通りであります。

じ、差額が出れば後に利息を付して精算すること等を規定しております。

第三に、特定公共事業に伴う損失の適正なる補償を確保する措置として、現行土地取用法によって認められているかえ地の提供、宅地の造成等の現物補償制度をより一層拡充し、被取用者は金銭以外の建物等による補償を要求することができる」とし、また、生活再建対策として、代替地、住宅、店舗等の取得、環境施設の整備、職業紹介、指導、訓練等を都道府県知事に申し入れることができ、起業者、団体等の、被取用者保護の規定を整備しております。

本法案は、去る四月十三日本委員会に付託、四月十四日提案理由の説明を聽取、質疑に入つたのであります。審議の過程におきまして、特に公益と私権との関係について活発な質疑が行なわれ、その間、学識経験者の意見を聴取、また、農林水産委員会との連合審査を行なう等、慎重に審議を統けて参つたのであります。その詳細は会議録に譲ることいたします。

かくて、五月十九日質疑を終了しましたが、その際、日本社会党を代表して石川次夫君より、本法案に対する修正案を提出したい旨の動議があり、同君より提案理由の説明がありました。修正案の内容は、本法案の適用を受ける事業の範囲をさらに縮小して、道

路、鉄道、治水の各事業の一部に限定し、公共用地審議会委員は、国会の同意を得て内閣総理大臣が任命することとし、なお、委員罷免の規定を置き、

補償制度により「そぞ拡充し、被取用者は金銭以外の建物等による補償を求める」として、また、「生活再建対策として、代替地、住宅、店舗等の取得、環境施設の整備、職業紹介、指導、訓練等を都道府県知事に申し入れることができる」として、起業者、団体等の、被取用者保護の規定を整備しております。

かくて、討論を省略、直ちに採決に

行なわんとするものであります。

本法案のおもなる点は次の通りであります。

○岡本隆一君登壇
私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました公共用地の取得に関する特別措置法案に対しまして、反対の理由を申します。

わが国の道路その他の公共施設が諸外国に比べまして著しく立ちおくれ、

車庫に対する防火上の構造制限を緩和し、商業地域内に建築できる自動車修理工場の規模の限度を引き上げ、第

三は、キャバレー、カフェー等の特殊

建築物の延べ面積、高さの最高限度等を制限する特定街区を建設大臣が指定することができる、第二は、小規模の自動

建築物の延べ面積、高さの最高限度等を

もって否決、さらに、原案について採決の結果、本法案は多数をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、本法案には、政府は、本法による収用にあたつて、特に私権の保護

に留意して、公正な補償と生活再建措

置に万全を期し、また、特定公共事業の対象は最小限に縮小し、緊急裁決を乱用しないよう慎重を期すべきである旨の附帯決議が付せられました。

次に、建築基準法の一部を改正する法律案について申し上げます。

建築基準法は、昭和二十五年制定以来、社会情勢の変化に応じて所要の改正を行なつてきましたが、近年の人口の著しい都市集中による市街地における建築物の密集、自動車交通の激増等、社会情勢の変化に対しまして、

かくて、五月二十三日質疑を終了し、討論を省略、直ちに採決の結果、

本案は全会一致をもつて可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

きまして、これらの点につきまして修正を強く要望したのでございます。

以下、私は、本法案の持つ誤りを指摘しつつ、社会党の要求いたしました修正点と修正内容を明らかにいたしまして、国民にかわって、われわれの要

求を取り入れなかつたところの本法案に対しまして、反対の理由を申し述べたいと思うのであります。（拍手）

まず、第一に問題となりますのは、

特許公事業の認定の範囲の広過ぎることであります。

次に、第二に問題となりますのは、

特許公事業の認定の範囲の広過ぎることであります。

一方、近年の地価の暴騰は、公共用地に対する規定を整備しております。

以上が本案の提案理由並びにその要旨であります。本案は參議院先議の建築物の防火上の構造制限を強化することであります。その他、違反建築物に対する規定を整備しております。

解しがたいのであります。また、空港、電話施設等につきましては、それつがどうしても現行の土地取用法に待つことができないのか、その緊急性につきまして疑問を抱くものであります。されど、私権を著しく抑制する本法に、あらゆることを、憲法違反のおそれなしとするのがたいのであります。

くないのです。公益事業必ずしも公共事業ではございません。これらはの資本家の営利の目的に、国民の住まいや田畠が、強権をもってむやみやたらに取り上げられては、たまつたものではありません。営利事業までを、公益事業の名において、公益性高きものとして本法への便乗を許しますならば、将来その適用範囲はどんどん広げ

ない一時所得がかえって災いとなり、それを乱賣して転落していくような不仕合せな犠牲者も少なくないことを私たちには聞いております。平和な庶民の生活にこのように重大な影響を与える土地の収用に対し強権を与える特定事業の認定は、公正な立場から厳選されなくてはなりません。しかるに、本法では、この特定事業の認定に当たる

することに改め、その運営に第三者の公正さを深く浮き彫りにすることを要求したのであります。これが修正要求の第二点であります。

第二には、補償基準の問題があります。

一般に、本案は、ごね得を排除するために出されたものだといわれています。また、しばしば、緊急を要する公

す。老後はせめて家でも建てて、とい
うサラリーマンの昔の夢は、もはや、
土地ブームによって、むざんに打ち發
かれております。これは、今まで資本家
家の顔色をうかがつて何ら地価対策を
講じようとしなかつた政府・与党の責
任であります。まことに殺生な自民
党さんといわなければなりません。

ここで、私どもは、二、三年以前に新聞紙上をにぎわしました五島慶太さんの東急と、だれやらさんとかいう社長さんのおられる西武との、箱根登山道路をめぐるところの激しい利権争いを苦々しい思い出として思い出すのであります。あの事件は、公益事業の名において、一部の私鉄経営者は飽くことのない利益の追求を行ない、利権の前には飢えたるトラとオオカミのことき争いを行なうものであるということを私どもに教えてくれたのであります。(拍手)本法第二条四号の規定によりますと、これらの私鉄経営者といえども、複線の軌道を敷くときには、特定公共事業の認定を受ける資格を有するものであります。これらが一念發起いたしますときは、実に巧妙に為政者に取り入り、当路の人々に働きかけて認定をとり、本法の威力を最大限に發揮せしめて弱い者じめをやり、関係住民の思ひざる不幸の中に莫大な利益を上げるということは、想像にかたれまして、親法であるところの土地収用法は、あるかなきかのごときものとなります。あらゆる事業が特定事業と認定され、そして、国民の私権は全くじゅうりんされるおそれがあるといわなければなりません。日本社会党は、それゆえに、本法の適用範囲を縮小することを強く要望したのであります。これがわれわれの要求するところの修正条項の第一であります。

次に問題となりますのは、公共用地審議会の構成であります。近ごろ、補償ブームといふことが言われています。ダム建設などで大量の公共用地が取得されると、これに支払われる補償金は相当大きな金額となります。ですが、その大きなものは山林地主や富農の手に入りますて、わずかな飯米用の田畑を耕す半ば山林労務者としまして働く山村の農家には何ほどの補償金も入りません。多くのこれらの貧しき人々は、わずかな補償金をもつて村を追われ、新たな生活に入していくのでありますが、中には、日ごろ手にし

公用用地審議会は建設省の付属機関であります。その委員は内閣の承認を経て建設大臣が任命することとなつてあります。特定公共事業として認定される事業は、大部分は建設省の所管事業であります。起業者が建設大臣であり、その事業の特定事業としての可否をきめる機関がまた建設大臣が任命する委員会であるということになりますと、全くこれは内輪同士の相談といふことになりますして、その認定が、とかく甘くなり過ぎはしないかということを、われわれはおそれるのであります。個人の私権を強く抑制し、ときどきは個人の運命をも狂わすような事業の認定を公正に裁定する機関には、公正な第三者的性格がはつきりと打ち出されていなくてはなりません。單なる御都合主義やセクションализム、これまでおれの手にというような甘い考え方、するい考え方は、許さるべきではございません。それゆえに、日本社会両院の同意を得て内閣総理大臣が任命され、公用用地審議会の委員は、衆参共事業が、一部の権利者の同意が得られないために、その事業の遂行が著しくおくれることをも、われわれは知っております。しかしながら、一方では、こういう傾向を助長したのは政府であるといわなければなりません。道路や団地ができますと土地が上がります。そうなると、売る立場の者は、将来上がるであろうといふ値を予想して、その値でないと放さないとがんばります。工事を急ぐ起業者は、早く工事を完了したいばかりにそれに応じるといふ工合に、一般に、地価をつり上げているのは道路公团や住宅公团であるといわれております。これは、政府にはつきりとした地価対策や補償基準がなかつたためであります。今日では、戦前に比し、一番大きな値上がりを見せているのは地価であります。土地が最も有望な投機の対象としてねらわれ、商事会社や電鉄会社ですが、土地ブローカーとなって、土地を買いあさつておるというのが現状であります。

さらに、また、補償の対象となるものにどういうものがあるかということも明らかにしなければなりません。もとより、物権に対し適正な補償が行なわれなければなりませんが、營業権・生活権等に対する補償も適正でなければなりません。わずかの耕地で、なしとして働き、貧しいながらも平和な暮らしを立てる農家から、その耕地の半分を奪つては、営農は成り立ちません。一反幾らと、その耕地に適正な補償を払つたからといって、その農家の生活権は保障されたとはいません。町で商業を営む者にも、立ちのくことによるところの従来の顧客の喪失といふことも正当に評価補償されなければなりません。長い平和な暮らしが乱され、時としては墳墓の地を追われて、住みなれぬ土地に新しい職業につくなど、関係住民の運命を大きく変動させる場合の補償のこときは、慎重に、土地を収用される者の立場に立つた補償が行なわれなければなりません。しかるに、政府は、現在、その補

償の基準について何らの準備もいたしません。法律が成立いたしますれば、土地を失い、郷土を追われる立場にある者は、断して承服できるものではございません。緊急裁決を行ない、憲法に保障された私有財産権に優先して土地の強制取り上げが簡単にできるようなら、本法案の成立の前には、どのような考え方方に立つて、どのような程度の補償をするかという、はつきりとした補償基準が樹立していくべきはなりません。補償基準なき土地の強制取用の制度は、安上がりの土地取り上げのために陰謀であり、憲法違反であるということができるのです。従いまして、日本社会党は、第三の修正点として、日本社会党は、本法施行の前には補償基準に関する法律を制定すべきであるということを要求いたしたのであります。(拍手)

衆議院では、昨年四月、公共用地取得制度調査会を設ける際に、いたずらに緊急使用を拡大するなど強権を用いて土地を収用することのないよう、いろいろところの附帯決議が付されております。本法律案は、この衆議院の院議を無視し、土地収用に営利事業の便乗を許したままで本法律案を成立せしめることは、断じて許すことはできません。

以上が、われわれの本法案に対する反対の理由でござります。自民党的な諸君の反省を促しまして、私の討論を終ります。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) これにて討論は終りました。

これより採決に入ります。

まず、日程第四につき採決いたします。

〔賛成者起立〕

○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。

よつて、本案を委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に、建築基準法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

倉庫業法の一部を改正する法律案

の種類その他の事項】に改める。

号の基準」とあるのは、一連の省令

卷之三

料金、倉庫寄託約款、保管する物品

る期間内は、同条中「第五条第四

よって、本案は委員長報告の通り可決

第九卷中絶金刀ひ愈風名詠編

しては、その倉庫業者とみなされ

○副議長(久保田鶴松君) 一 起立多數。

する。

現に営業に使用している倉庫につ

資政院議事處
立

（二十一男）の一部を次のよろに改正

なされた者がこの法律の施行の際

す。本案を委員長報告の通り決するに

律

同様とする。

本件の委員長の報告は可決であつま

倉庫業法の一部を改正する法

を受けるまでの期間についても、

倉庫業法の一部を改正する法律
（昭和三十一年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。
第九条中「料金及び倉庫寄託約款」を「運輸省令で定めるところにより、料金、倉庫寄託約款、保管する物品の種類その他の事項」に改める。
第二十一条及び第二十二条中「三月」を「六月」に改め、第二十一条第二号中「第五条第一号又は第三号」を「第五条第一号から第三号までの二」に改める。
附則第六条を次のよう改める。
第六条 削除
附 則
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。
2 この法律の施行の際現に改正前
の附則第六条第二項の規定による
届出をして同条第一項に規定する
倉庫業を営んでいる者は、この法
律の施行の日から三月以内に第四
条第一項各号に掲げる事項を運輸
大臣に届け出た場合は、この法律
の施行の日から三年間は、倉庫業
者とみなす。その者がその期間内
に第三条の許可を申請した場合に
おいて、その申請について許可を
する旨又は許可をしない旨の通知
を受けるまでの期間についても、
同様とする。
3 前項の規定により倉庫業者とみ
なされた者がこの法律の施行の際
現に営業に使用している倉庫につ
いては、その倉庫業者とみなされ
る期間内は、同条中「第五条第四
号の基準」とあるのは、「運輸省令
で定める基準」とする。
4 この法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お従前の例による。
理 由
倉庫業の現状にかんがみ、冷蔵倉
庫業の営業を許可制とする等の必要
がある。これが、この法律案を提出
する理由である。
○副議長(久保田鶴松君) 委員長の報
告を求めます。運輸委員会理事高橋清
一郎君。
〔報告書は会議録追録に掲載〕
〔高橋清一郎君登壇〕
○高橋清一郎君 大だいま議題となり
ました倉庫業法の一部を改正する法律
案について、運輸委員会における審査
の経過並びに結果を報告申し上げま
す。
まず、第一点は、従来、冷蔵倉庫業は

届出制でありましたが、その後の冷蔵倉庫業の実情にかんがみまして、これを普通倉庫業と同様に許可制に改めることが、第二点は倉庫業者に対する保管する物品の種類その他の事項を當業所その他の事業所に掲示する義務を課すとともに、倉庫業者に対する營業の停止及び倉庫証券の発行の停止の期間の最高限を三カ月から六カ月に改めようとするものであります。

本法案は、四月十日本委員会に付託され、翌十一日政府より提案理由の説明を聽取し、五月十六日質疑を行ないましたが、その内容は会議録により御承知願います。

かくて、本日、討論を省略し採決の結果、本法案は起立賛成をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(久保田鶴松君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十三分散会

(通知書受領)

内閣總理大臣 厚生大臣 農林大臣 通商產業大臣 建設大臣 國務大臣 法制局第一部長 経済企画庁総合開発局長 運輸政務次官 福家俊一君 山内一夫君 曾田忠君 俊一君

古井喜實君 周東英雄君 中村梅吉君 追水久常君 植名悦三郎君

池田真人君

出席國務大臣
内閣總理大臣 厚生大臣 農林大臣 通商產業大臣 建設大臣 國務大臣 法制局第一部長 経済企画庁総合開発局長 運輸政務次官 福家俊一君 山内一夫君 曾田忠君 俊一君

古井喜實君 周東英雄君 中村梅吉君 追水久常君 植名悦三郎君

(通知書受領)
一、去る十九日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律

日本開發銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法

離島振興法の一部を改正する法律

日本開發銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律

郵便法の一部を改正する法律

一、去る十九日、參議院議長から、国会において承諾することを認めた旨の通知書を送付し、その旨参議院に通知した。

日本国とブラジル合衆国との間の文化協定の締結について承認を求める件

一、去る十九日、國会において承認するに至りました。

航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定の締結について承認を求める件

一、去る十九日、國会において承認するに至りました。

航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求める件

一、去る十九日、國会において承認するに至りました。

(法律公布上及び通知)
昭和三十四年度特別会計予備費使用總調書(その2)

昭和三十四年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和三十四年度特別会計予備費使用總調書(その2)

昭和三十四年度特別会計予算總則第十五条に基づく使用總調書(その2)

昭和三十四年度特別会計予算總則第十五条に基づく使用總調書(その2)

(常任委員辭任)

一、去る十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 山花秀雄君 大矢省三君

中山マサ君 松山千恵子君

山口シヅエ君 門司亮君

宇都宮徳馬君 園田直君

本島百合子君 田中角榮君

外務委員 宇都宮徳馬君 園田直君

内藤隆君 田中角榮君

文教委員 赤城宗徳君 八木徵雄君

前田榮之助君 和田博雄君

稻葉修君 栗林三郎君

社会労働委員 倉石忠雄君 松山千恵子君

本島百合子君 佐藤虎次郎君

三和精二君 門司亮君

農林水産委員 北山愛郎君 寺川清之君

北山愛郎君 楠崎弥之助君

海部俊樹君 門司亮君

矢尾喜三郎君 赤澤正道君

理事柳谷清三郎君(理事田中正巳君去る十九日理事辞任につきその補欠)

理事田中正巳君(理事柳谷清三郎君去る十九日理事辞任につきその補欠)

受田新吉君

昭和三十六年五月二十三日 衆議院会議録第四十四号 朗読を省略した議長の報告

建設委員	木村 公平君 栗林 三郎君 三鍋 義三君 細田 義安君 北山 愛郎君 予算委員 赤澤 正道君 橋本 龍伍君 小松 幹君 内閣提出第一八五号)(参議院送付)
外務委員	田中 角榮君 栗林 三郎君 八木 徹雄君 内閣提出第一九三号)(参議院送付)
決算委員	松山千恵子君 井伊 誠一君 前田栄之助君 藤井 勝志君 富田 健治君 鈴木 義男君 内閣提出第二一〇二号)
社会労働委員	農林水産委員 門司 亮君 倉石 忠雄君 佐藤虎次郎君 松山千恵子君 本島百合子君 (議案提出)
法務委員	農林水産委員 門司 亮君 北山 愛郎君 山花 秀雄君 赤澤 正道君 海部 俊樹君 大矢 省三君 内閣提出第二一〇三号)
一、去る十九日内閣から提出した議案は次の通りである。	一、去る十九日内閣から提出した議案は次の通りである。
常任委員の辞任を許可した。	常任委員の辞任を許可した。
法務委員	農業保険事業団法案 農林中央金庫法の一部を改正する法律案 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案 石炭鉱山保安臨時措置法案 鉄道敷設法の一部を改正する法律案 (議案受領)
農林水産委員	農林水産委員 下平 正一君 矢尾喜三郎君 大矢 省三君 内閣提出第一九八号)
(常任委員補欠選任)	建設委員 細田 義安君 石田 有全君 北山 愛郎君 内閣提出第一九九号)
一、去る十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	一、去る十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員	井村 重雄君 鈴木 義男君 小松 幹君 木村 公平君 實川 清之君 予算委員 山花 秀雄君 地方行政委員 永田 亮一君 和田 博雄君 赤城 宗徳君 菅 太郎君 (議案付託)
一、去る十九日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。	一、去る十九日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。
地方自治法の一部を改正する法律案	建築基準法の一部を改正する法律案 地方行政委員会付託 (内閣提出第一八五号)(参議院送付)

学校給食法の一部を改正する法律案

(矢嶋三義君外六名提出、参法第二四号)(予)

夜間課程を置く高等学校における学

校給食に関する法律の一部を改正す

る法律案(矢嶋三義君外六名提出、

参法第二五号)(予)

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚

部及び高等部における学校給食に因

る法律の一部を改正する法律案

(矢嶋三義君外六名提出、参法第二

六号)(予)

以上三件 文教委員会 付託

労働基準法の一部を改正する法律案

(村尾重雄君外二名提出、参法第二

七号)(予) 社会労働委員会 付託

一、昨二十二日委員会に付託された議

案は次の通りである。

会計法の一部を改正する法律案(内

閣提出第一二七号)(参議院送付)

一、昨二十二日、予備審査のため参議

院から送付された議案は次の委員会

に付託された。

学校教育法の一部を改正する法律案

(千葉千代世君外五名提出、参法第

二八号)(予)

公立の小学校及び中学校の特殊学級

における教育の振興に関する法律案

(千葉千代世君外五名提出、参法第

二九号)(予)

以上二件 文教委員会 付託

(議案送付)

一、去る十九日、予備審査のため次の

本院議員提出案を参議院に送付し

た。

地方議会議員互助年金法案(地方行

政委員長提出)

一、去る十九日参議院に送付した本院

提出案は次の通りである。

急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の

一部を改正する法律案

地方議会議員互助年金法案

一、去る十九日参議院に送付した内閣

提出案は次の通りである。

昭和三十六年度特別会計予算補正

(特第1号)

昭和三十六年度政府関係機関予算補

正(機第1号)

漁業権存続期間特例法案

児童福祉法の一部を改正する法律

案

所得に対する租税に関する二重課税

の回避及び脱税の防止のための日本

国政府とシンガポール自治州政府と

の間の条約の実施に伴う所得税法の

特例等に関する法律案

一、去る十九日、参議院送付の次の条

約を承認することを議決した旨参議

院に通知した。

日本国とブラジル合衆国との間の文

化協定の締結について承認を求める

件

航空業務に関する日本国とベルギー

との間の協定の締結について承認を

求めるの件

航空業務に関する日本国とドイツ連

邦共和国との間の協定の締結につい

て承認を求めるの件

一、去る十九日、参議院送付の次の同

内閣提出案を承諾した旨の通知書を

院提出案を可決した旨参議院に通知

した。

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為

の防止等に関する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十九日、参議院において次の

本院提出案を可決した旨の通知書を

受領した。

離島振興法の一部を改正する法律

案

一、去る十九日、参議院において次の

内閣提出案を可決した旨の通知書を

受領した。

日本開発銀行に関する外航船舶建造

融資利子補給臨時措置法案

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正

する法律案

1)

昭和三十五年度特別会計

予算總則第十二条に基づく

使用総調書(その1)

(議案撤回)

一、去る十九日、議員から次の議案を

撤回する旨の申出があつた。

日雇労働者健康保険法の一部を改正

する法律案(八木一男君外十一名提

出)

(議案撤回通知)

一、去る十九日、次の議案は同日委員

会において撤回を許可した旨参議院

に通知した。

日雇労働者健康保険法の一部を改正

する法律案(八木一男君外十一名提

出)

(質問書提出)

一、去る十九日議員から提出した質問

主意書は次の通りである。

台湾における日本国民の私有財産に

関する質問主意書(橋橋渡君提出)

一、去る十九日議員から提出した質問

主意書は次の通りである。

台湾における日本国民の私有財産に

関する質問主意書(橋橋渡君提出)

(承認を求めるの件)

衆議院会議録第四十一号中正誤

ハラ段 行 誤

夫ニ 二 九 考えれる 考えられる

夫九 四 考えらる 人間形成

人間形成

昭和三十六年五月二十二日 衆議院会議録第四十四号

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十日

定価一部十五円
伍十頁宣紙は二十円
大藏省印刷局
東京都新宿区市谷本村町一五
電話九段御三一三三
發行所